

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月31日

【計算期間】 第10期(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

【ファンド名】 ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント
(Nomura Fund Select - World Balance Investment)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 フランソワ・ジョン
(Francois John, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島, KY1 - 1104, グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=153.66円および1豪ドル=107.96円によります。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終了する1年をいいます。ただし、第1計算期間とは、2015年11月24日から2016年9月30日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」といいます。)は、ケイマン諸島の法律の下で2012年6月8日付基本信託証券(2015年6月10日付変更証券により変更済)(以下「基本信託証券」といいます。)に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

ノムラ・ファンド・セレクト-ワールド・バランス・インベストメント(以下「ファンド」といいます。)は、2015年9月11日付補遺信託証券(以下「補遺信託証券」といい、「基本信託証券」と併せて「信託証券」と総称します。)に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

ファンドの投資目的は、中長期的な信託財産の成長を図ることです。ファンドは、主に先進国の株式および債券(上場投資信託を通じてこれらに投資する場合があります。)で構成される資産ポートフォリオに幅広く投資することにより、投資目的を達成することを目指します。

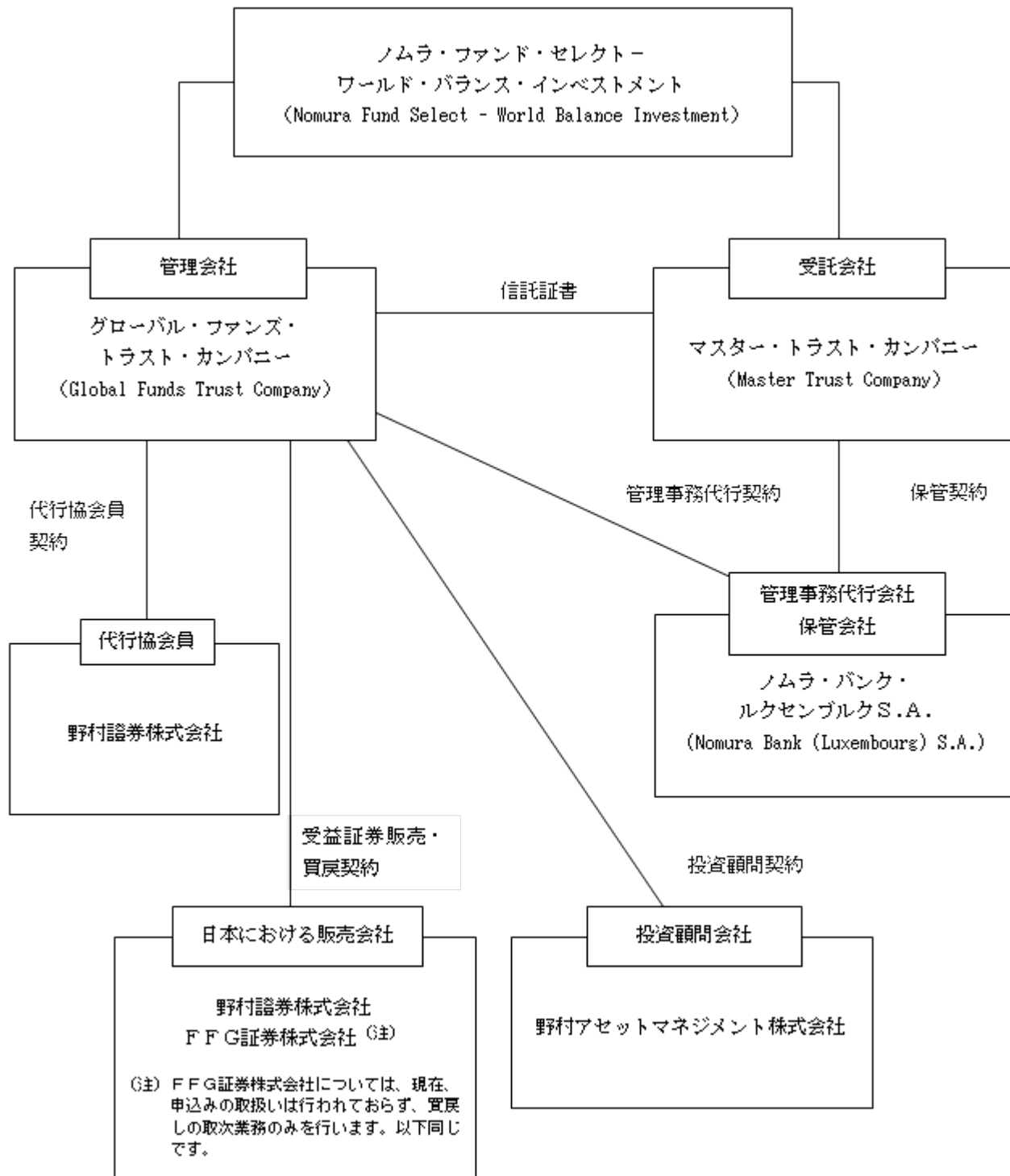
現在、ファンドのクラスには、「米ドル建て年4回分配型」、「米ドル建て年1回分配型」、「豪ドル建て年4回分配型」および「豪ドル建て年1回分配型」があります。

(2)【ファンドの沿革】

1998年2月27日	管理会社の設立
2012年6月8日	基本信託証券の締結
2015年6月10日	基本信託証券の変更証券の締結
2015年9月11日	補遺信託証券の締結
2015年11月24日	ファンドの運用開始(設定日)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2015年9月11日に管理会社との間で管理事務代行契約(注1)を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2015年9月11日に受託会社との間で保管契約(注2)を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2015年9月11日に管理会社との間で投資顧問契約(注3)を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
野村証券株式会社	代行協会員 販売会社	2015年10月19日付で管理会社との間で代行協会員契約(2018年6月15日付(2018年6月29日効力発生)変更契約により変更済)(注4)を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2018年6月15日付(2018年6月29日効力発生)で管理会社との間で改訂受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。
F F G証券株式会社	販売会社	2018年6月6日付(2018年7月1日効力発生)で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書、運用報告書の送付およびファンド証券1口当たり純資産価格の公表等を行うことを約する契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の法律に基づき有限責任で設立された免除会社です。

() 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

() 資本金の額

2026年1月末日現在の資本金の額は50万ユーロ(約9,168万円)です。

定款およびケイマン諸島会社法(改正済)に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

(注)ユーロの円換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.36円)によります。

- () 会社の沿革
1998年2月27日設立
- () 大株主の状況

(2026年1月末日現在)

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法(改正済)(以下「信託法」といいます。)が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)の規制も受けます。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除きます。)受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(a) ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に提出しなければなりません。募集を継続している場合、重大な変更があった場合には、変更後の英文目論見書を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、英文目論見書の内容または様式を指図する権限を有しないものの、英文目論見書の内容について規則または方針を公表することがあります。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。

- ・会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。
- ・ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法(改正済)またはマネー・ロンダリング防止規則(改正済)を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島(PricewaterhouseCoopers Cayman Islands)です。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年9月30日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から180日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託のマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)も行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、中長期的な信託財産の成長を図ることです。ファンドは、主に先進国の株式および債券(上場投資信託を通じてこれらに投資する場合があります。)で構成される資産ポートフォリオに幅広く投資することにより、投資目的を達成することを目指します。資産ポートフォリオは「先進国株式ポートフォリオ」、「先進国債券ポートフォリオ」および短期金融商品に分けられます。

投資顧問会社は、その単独の裁量により、先進国株式市場と先進国債券市場のリスク水準や利回り水準等を分析し、「先進国株式ポートフォリオ」と「先進国債券ポートフォリオ」の投資比率を決定します。「先進国株式ポートフォリオ」への投資比率は、原則として、ファンドの純資産総額の概ね50%以内とすることを基本とします。なお、先進国株式市場および先進国債券市場が下落局面にある場合、下落局面にある市場への投資比率を引き下げ、現金または短期有価証券の投資に振り替えます。

主な投資対象

先進国株式ポートフォリオ

「先進国株式ポートフォリオ」の運用にあたっては、先進国の株式市場全体の動きを概ね捉えるように、主に上場投資信託証券へ投資します。なお、投資顧問会社は、効率的な投資運用のために、株価指数先物に投資する場合、および株式に直接投資する場合があります。

先進国債券ポートフォリオ

「先進国債券ポートフォリオ」の運用にあたっては、先進国の国債市場全体の動きを概ね捉えるように、主に国債や政府機関債へ投資します。なお、債券先物に投資する場合、および上場投資信託証券へ投資する場合があります。

豪ドルクラスについては、豪ドルへの間接的なエクスポージャーを得るために、以下に記載する通り、可能な限り為替取引が行われます。

投資顧問会社は、一時的かつ防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払いのための引当て、もしくは為替の実現損に備えて、保管会社に現金および銀行預金を保有することを指示したり、信用力の高い短期金融商品(財務省証券、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー等)に投資することがあります。

為替取引に加えて、投資顧問会社は、ファンドの効率的なポートフォリオ運用のために必要であると判断した場合、ファンドの投資方針に合致する限りにおいて、デリバティブを用いることができます。

また、投資顧問会社は、投資目的を追求するために、貸株、買戻権付き売却、レポ取引およびリバース・レポ取引などの手法を用いることができます。

為替取引

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール(以下「共通ポートフォリオ」といいます。)において運用されます。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて、4つに分けられます。

豪ドルクラスについては、豪ドルへの間接的なエクスポージャーを得るために、当該クラスに帰属する資産について可能な限り為替取引が行われます。

米ドルクラスについて為替取引は行われません。

豪ドルクラスについては、豪ドルクラスの表示通貨である豪ドルとファンドの基準通貨である米ドルと為替変動リスクを減少させるために為替取引が行われます。

通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスのみ帰属する為替取引の未実現損益を除きます。)に可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡契約が締結されます。

豪ドルクラスは、為替取引を利用することで、豪ドルと米ドルの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの利益となることが期待されます。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの費用となります。

ファンドの資産を投資した国において、金融危機、デフォルト(債務不履行)、政策の大幅な変更、新たな規制の導入、資本の整理統合、自然災害、クーデター、政変、戦争の勃発などの異常な市場環境においては、投資目的、投資方針および投資制限を維持できない可能性があります。

上記の投資方針は、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することを条件に(受益者が承認した場合はこの限りではありません。)、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

ファンドがその投資目的を達成できる保証も、多額の損失を回避できる保証もありません。

ファンドの投資対象資産およびその純資産価格は、市場環境により変動します。

(2)【投資対象】

ファンドは、「先進国の株式および債券」を主な投資対象とします。

(3)【運用体制】

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」といいます。)を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2026年1月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約111兆5,126億円です。

上記の運用体制は2026年1月末日現在のものであり、随時変更されます。

(4)【分配方針】

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、管理会社が決定したクラスの受益者に対して、原則として、当該クラスに帰属するファンドのインカム・ゲインおよび純実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができます。また、管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、当該クラスに帰属するファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うことができます。

米ドル建て年4回分配型および豪ドル建て年4回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年3月、6月、9月、12月の12日(以下「四半期分配基準日」といいます。)時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年9月12日(以下「年次分配基準日」といいます。)時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

以下、四半期分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」といいます。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われます。

各分配基準日において分配が行われる保証はありません。

受益者は、豪ドルクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なる場合があることにご注意ください。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカムおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注)「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、日本の証券会社のすべてが営業を行っている日(毎年12月24日を除きます。)、ならびに管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

(5)【投資制限】

投資制限

ファンドには、以下の投資制限が適用されます。

投資顧問会社(もしくはこれを代理するもの)は、ファンドに関して、以下の投資制限に従います。

1. ファンドの資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)に定義される「有価証券」に投資します。ただし、(a) ファンドの償還が決定した場合、(b) 大量の買戻請求が予想される場合、または(c) 管理会社もしくは受託会社が適切に制御できないその他の状況が発生した場合を除きます。
2. 同一銘柄の株式への投資は純資産総額の10%を超えないものとします。
3. 同一の発行体が発行する債券への投資比率は、純資産総額の10%を超えないものとします。(ただし、国債や政府機関債等を除きます。)
4. 投資信託証券(上場投資信託証券は除きます。)への投資比率は、純資産総額の5%以内とします。
5. 有価証券の空売りは行いません。

さらに、投資顧問会社(もしくはこれを代理するもの)は、ファンドの資産の投資に関して日本証券業協会の規則の下で以下の投資制限に従います。

6. ファンドによる借入れは、下記の「借入方針」に沿ったものを除いて禁止されます。
7. 管理会社および投資顧問会社が運用するすべての投資ファンド合計で一発行会社の株式の議決権の50%以上を取得することはできません。
8. ファンドの純資産総額の15%を超えて流動性に欠ける資産に投資を行うことはできません。ただし、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産に投資する際に価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除きます。
9. 受託会社、管理会社、投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されます。
10. ファンドの投資対象は、日本証券業協会の規則に従い「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に区分されます。原則として、それぞれの区分内の単一の発行体および/または取引相手方へのエクスポージャーはファンドの純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の発行体および/または取引相手方へのエクスポージャーの合計はファンドの純資産総額の20%を超えないものとします。超えた場合、投資顧問会社および管理会社は、日本証券業協会の規則に従ったこれらの制限を満たすように、ファンドの投資対象を調整するものとします。
11. デリバティブ取引(金融商品取引法の第2条第20項に定義されます)は、かかる取引の結果、日本証券業協会の規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資顧問会社と協議の上または投資顧問会社が決定した方法に従ってリスクの総量として計算される額がファンドの純資産総額を超える場合、禁止されます。

これらの投資制限は、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することにより(受益者が承認した場合はこの限りではありません。)、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。また、新たな投資制限が課される場合があります。

借入方針

残存借入総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。ただし、合併等の特殊な事態により一時的に当該10%の制限を超える場合を除きます。

3【投資リスク】

リスク要因

各投資者は、ファンドに関連する可能性のある以下のリスクを慎重に検討すべきです。

株式

株式投資に伴うリスクには、株価の変動、特定の発行体に対して悪影響を及ぼす事由、および、株式が会社の他の証券に対して支払請求権の点で劣後するという事実が含まれます。

投資家は、とりわけ、グローバル経済、金融面および政治面での変化が、株式の価値およびファンドの運用実績に重大な影響を与えるおそれがあることを理解すべきです。株価は、大きく変動する可能性があります。株価の変動を予想することは難しく、とりわけ、投機、需給関係の変化、政府による取引、金融、財務および為替管理プログラムおよび方針、国家的および国際的な政治上ならびに経済上のイベント、環境、金利の変動、市場固有の変動による影響を受けます。さ

らに、政府は、随時、直接的にまたは規制を通じて、一定の市場に対して介入する場合があります。こうした介入は、価格に直接影響を与えることを企図して行われる場合が多く、市場の急速な変動をもたらす場合があります。

価格変動リスクおよび選定リスク

価格変動リスクとは、ファンドの資産が投資される株式、債券、上場投資信託等の価格が下落するリスクをいい、それらの価格が急激かつ予想外に下落する可能性があります。選定リスクとは、ファンドのために投資顧問会社が選定する証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資者が選定する証券を下回るリスクをいいます。

債券

債券は、実際のおよび認識された一定の信用度に従います。債券は、悪評および投資家の認識の悪化(ファンダメンタル分析に基づくものではない可能性があります。)の影響を受ける可能性があります。また、債券の価値および流動性に悪影響を及ぼします。投資予定者は、経済状況および金利変動が債券の価値に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。

国債および政府機関債

投資顧問会社は、ファンドの勘定で政府および政府機関により発行された債券に投資することができます。かかる債券への投資は、経済的および政治的リスクを伴う可能性があります。一定の国債および政府機関債の保有者は、当該債務の再編および返済期限の変更に参加し、かつ、その発行体に対して追加貸付を行うことを要請される可能性があります。国債および政府機関債の保有者の利益は、再生協定の過程で悪影響を受ける可能性があります。投資顧問会社がファンドのために投資することのできるこれらの債券の発行体は、その対外債務を返済する際に深刻で困難な状況に陥る可能性があります。これらの困難により、発行体が、債務の元利金の返済の繰延べならびに特定の負債の再編を余儀なくされる可能性があります。返済の繰延べおよび再編に係る協定には、新たなまたは修正された信用契約を締結するか、または残存元本および未払利息を債券もしくは類似する証券に転換することにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを定めることがあります。かかる債券への投資には、対象国の格下げに関する重大なリスクが伴う可能性もあります。

信用リスク(債券に関する信用リスク)

ファンドは、債券に投資します。信用リスクの増大は、ファンドによる投資目的の達成を妨げる可能性があります。

()発行体の財務状況、()一般的な経済情勢の悪化または()金利の予期しない上昇等により、発行体の元利金支払い能力が損なわれる可能性があります。

発行体が元利金を適時に支払えないこと(または支払えないおそれがあること)は、ファンドが保有する債券の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。流動的な取引市場が存在しない証券の場合、公正価格を確定できない可能性があります。

通常、発行体の信用度が高くなると債券の価格は上昇し、信用度が低くなると債券の価格は下落します。

投資適格格付未満の証券に関する信用リスク

ファンドは、投資適格格付未満の証券（国際的な信用格付業者により付与された高い信用格付を有する証券と比べて信用格付が低い証券）に投資する可能性があります。投資適格格付未満の証券は、継続的な不確実性および不利な経営状況、財務状況または経済情勢へのエクスポージャーにさらされる可能性があり、これにより、その発行体が元利金の支払いを適時に行えなくなる可能性があります。

ファンドが低い格付けの証券を保有することは、発行体の財務状況・一般的な経済情勢もしくはその両方における不利な変化または金利の予期しない上昇により発行体の元利金支払い能力が損なわれてしまう可能性を高めます。かかる証券には高い債務不履行リスクが伴い、投資対象の資本価値に影響を及ぼす可能性があります。

信用格付業者が付与する債券の信用度の格付は公的なものではありません。信用格付業者により付与される格付は、信用度の絶対的な基準ではなく、証券の市場価格のボラティリティまたは証券への投資の流動性の評価を反映するものではありません。信用格付業者は、信用格付けを適時に変更できない可能性があり、発行体の当該時点の財務状況は、格付が示すものと比べて改善または悪化している可能性があります。ファンドは、購入時以降に格下げとなった証券を、必ずしも売却するとは限りません。ファンドは、信用格付のみで判断せず、発行体の信用度を分析する独自の方法を用いる可能性があります。

外部運用ファンドのリスク

外部運用ファンド（ファンドが投資する上場投資信託証券等）の運用会社が用いる運用手法などの戦略またはこれらの外部運用ファンドの特性は、変化する可能性があり、これらの外部運用ファンドへの投資のリターンまたは投資条件に悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドが投資するこれらの外部運用ファンドのパフォーマンスが低いか、または投資顧問会社の期待に沿うパフォーマンスにならないリスクがあります。外部運用ファンドを通じて間接的に投資対象を保有している際にファンドが支払う報酬により、報酬が多層構造となり、ファンドが直接投資するよりも多額の費用が発生する可能性があります。

流動性リスク（ファンドの投資ポートフォリオの流動性）

流動性は、投資対象を適時に売却する投資顧問会社の能力に関係します。流動性が比較的低い証券の市場は、より流動性の高い証券の市場と比べてボラティリティが高くなる傾向があります。流動性が比較的低い証券へのファンドの資産の投資は、ファンドの投資対象を希望する価格で希望するタイミングに換金する投資顧問会社の能力を制限する可能性があります。先物ポジションは、例えば「一日の値幅」または「一日の値幅制限」と呼ばれる規制により特定の先物契約の一日の価格変動を制限する取引所もあるため、流動性が低くなる可能性があります。ある先物契約の価格が一日の値幅制限に相当する金額分増減した場合、当該先物のポジションは、トレーダーがかかる制限の範囲内で取引を行う用意がない限り、取ることも清算することもできなくなります。同様の出来事は、投資顧問会社が不利なポジションを即時に清算することを妨げ、ファンドの投資対象に損失を被らせる可能性があります。また、取引所が特定の契約の取引を停止し、特定の契約の即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算のためにのみ行うよう命じる可能性もあります。流動性低下リスクは、店頭取引の場合においても発生します。現在、かかる契約の規制市場は存在せず、買呼値および売呼値は、かかる契約のディーラーによってのみ設定されます。市場性のない証券への投資には、流動性リスクが伴います。また、かかる証券は評価が困難であり、発行体は、投資者保護のための規制市場の規則に従いません。

為替取引に関するリスク

豪ドルクラス

豪ドルの金利が米ドルの金利を下回った場合、これらの金利差は豪ドルクラスの費用となります。

為替リスクおよび為替管理

米ドルクラス

米ドルクラスの受益証券に関して、（米ドルクラスの受益証券の表示通貨である）米ドルと、米ドル建以外のファンドの投資対象との間の為替変動リスクを回避するための為替取引は行われません。このため、米ドルクラスの投資者は、米ドルと米ドル建以外の投資資産の通貨との間の為替変動リスクにさらされます。

このため、米ドルクラスの受益証券の投資者は、米ドルクラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落による損失を被る可能性があり、その結果、かかる受益者は、外国為替相場の変動により、投資した金銭の一部または全部を失う可能性があります。

豪ドルクラス

豪ドルクラスの受益証券に関して、（豪ドルクラスの受益証券の表示通貨である）豪ドルと、（ファンドの基準通貨である）米ドルの間の為替変動リスクを減少させる目的で為替取引が行われます。しかしながら、為替取引を用いることで外国為替リスクを完全に排除することはできません。

（ファンドの基準通貨である）米ドルと、米ドル建以外のファンドの投資対象通貨との間の為替変動リスクを回避するための為替取引は行われません。このため、米ドルと米ドル建以外の投資資産の通貨との間の為替変動リスクにさらされます。

政府および金融当局は、適用ある為替レートに悪影響を及ぼす可能性がある（過去に行われたような）為替管理を課すことがあります。その結果、買戻代金もしくは分配金が予想よりも少ないもしくは一切受け取れない可能性があります。

かかる通貨リスクは、投資顧問会社の支配の及ばない要因（経済および政治上の事由ならびに該当する通貨の需給等）に左右されます。近年、特定の通貨の為替レートは高いボラティリティを有しており、かかるボラティリティは、将来も続くと思われまします。過去に発生した為替レートの変動は、必ずしも将来の為替レートの変動を示すものではありません。

豪ドルの取引が、豪ドルの需給の変化、政策の変更および/またはその他の外的要因などにより制限される場合、為替取引による収益に悪影響が及ぶ可能性があり、予定された為替取引を完全に実行できない可能性があります。そのような場合、プレミアムおよびコストは、予想されるプレミアムおよびコストの水準と大幅に異なる可能性があります。

為替取引は、リスクを伴う可能性があります。外国為替取引が行われる市場は、高いボラティリティを有しており、高度に専門的かつ技術的です。当該市場では、流動性および価格の変化を含む重大な変化が、非常に短い期間（多くの場合数分の間）において発生する可能性があります。外国為替取引リスクは、為替リスク、金利リスクおよび現地為替市場、外国投資または外国通貨の特定の取引に関する規制による外国政府による潜在的な干渉などがあります。

このため、豪ドルクラスの受益証券の投資者は、豪ドルクラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落による損失を被る可能性があり、その結果、かかる受益者は、外国為替相場の変動により、投資した金銭の一部または全部を失う可能性があります。

経済情勢

経済情勢（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術発展、政治的および外交的な事由および動向、税法などの要因）の変化は、ファンドの投資対象のリターンに著しい悪影響を及ぼす可能性があります。そのような経済情勢は、投資顧問会社の支配の及ぶものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを有する市場における予測不能なボラティリティまたは流動性によって、ファンドの資産の運用を管理する投資顧問会社の投資管理能力が損なわれ、ファンドの投資対象に損失が生じる可能性があります。

デリバティブ、運用手法および金融商品に関するリスク

ポートフォリオの効率的な運用のためにデリバティブが使用されることがあります。デリバティブは、その他の投資と比べて、より早くより効果的にリスクに対するエクスポージャーを増減することを可能とします。一般的に、デリバティブは値動きが大きく、以下のような重大なリスクを伴います。

信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方が、ファンドに対する債務を履行できないリスクをいいます。

為替リスク

投資対象の価値に悪影響を与える為替変動のリスクをいいます。

レバレッジ・リスク

市場の小さい動きであっても、投資資産の価値が大きく変動するような投資戦略のリスクをいいます。レバレッジを使う投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。

流動性リスク

売り手が売却したい時期に、または売り手が妥当であると考えられる価格で、売却することが困難または不可能になるリスクをいいます。

先物契約の流動性

先物ポジションは、取引所の中には「一日の値幅」または「一日の値幅制限」と呼ばれる規制により特定の先物契約の一日の価格変動を制限する所もあるため、流動性が低くなる可能性があります。かかる一日の値幅制限の下では、1取引日に一日の値幅制限を超えた価格で取引を行うことはできません。ある先物契約の価格が一日の値幅制限に相当する金額分増減した場合、当該先物のポジションは、トレーダーがかかる制限の範囲内で取引を行う用意がない限り、取ることも清算することもできなくなります。これは、投資顧問会社が不利なポジションを清算することを妨げる可能性があります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、標準化されません。銀行およびディーラーがかかる市場において本人として行為し、各取引を個別に交渉します。先渡取引および「現金」取引は、実質的に規制されません。一日の値幅に制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う者は取引通貨で継続的に値付けすることを要求されず、かかる市場は流動性が低い期間が長期にわたり続く可能性があります。市場の流動性が低いことまたは市場の混乱によって、ファンドが多額の損失を被る可能性があります。

店頭取引における規制の欠如および取引相手方リスク

投資顧問会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行うことができます。通常、店頭市場における政府の規制および監視は、証券取引所で行われる取引に対するものより緩くなります。また、一部の証券取引所で参加者に与えられる保護（取引所の決済機関の履行保証等）の多くは、店頭取引には存在しません。これにより、ファンドは、取引相手方が信用もしくは流動性の問題または契約条件に対する異議を理由として取引を決済しないというリスクにさらされます。投資顧問会社は、取引を単一の取引相手方に集中させることを制限されません。したがって、ファンドは、投資顧問会社がファンドの取引を規制取引所に限定した場合と比べて債務不履行に起因して多大な損失を被る可能性があります。

取引相手方が取引に関する義務の履行を行えなくなるリスク（破産、倒産、政府による禁止またはその他の要因によるか）を問わない。によって、ファンドに多大な損失が生じる可能性があります。投資顧問会社は、かかるリスクを軽減させるため、ファンドの取引を信用度が高いと考えられる取引相手方に限定するよう努めます。

証券貸付取引

投資顧問会社は、ファンドの勘定で証券貸付取引を行うことができます。証券貸付は、借入人が証券を適時にまたは全く返還できないという理由で、ファンドが金銭を失う可能性があるというリスクを伴います。ファンドは、貸付証券のために差し入れられた担保または担保金で行われた投資対象の価値が下落した場合も、金銭を失う可能性があります。

買戻しにより起こり得る影響

受益者からの受益証券の大量の買戻しにより、投資顧問会社は、買戻しに対応するために必要な現金を調達するために、適切な時期より早期にファンドの投資対象を清算することを余儀なくされる可能性があります。

分配

分配は、収入もしくは元本または双方から行うことができます。分配によって、事実上、投資家の当初元本またはキャピタル・ゲインの返還が行われ、これによって、分配が利用可能な収入を上回る場合に限り、かかる元本が減少します。従って、元本の維持を追求する投資家は、ファンドの投資対象の価値下落の原因が資産価値の下落だけではなく、分配による投資家への元本の返還である可能性があることを考慮すべきです。

クラス間で負担される債務

ファンドには複数のクラスがあります。基本信託証書で、ファンドの債務を複数のクラス間で負担する方法が規定されています（債務はこれが発生したクラスが負担します。）。しかしながら、ファンドは単一の信託として設立されており、すべてのクラスの保有者は、当該保有者が保有するクラス以外のクラスで発生した債務を、その債務を返済するための資産がそのクラスに無い場合には負担しなければならない可能性があります。したがって、債務は当該クラスに限定されず、他のクラスの資産から支払われなければならない可能性があるというリスクが存在します。

上記のリスク要因の一覧は、募集に伴うリスクの完全な説明となることは意図されていません。申込予定者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に、リスク要因を慎重に検討すべきです。

リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

上記の管理体制は2026年1月末日現在のものであり、随時変更されます。

デリバティブ取引に関する管理体制

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的で日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引等を行います。当該デリバティブ取引等について、UCITSに係るEU指令に適合したリスク管理方法を採用していません。

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て年4回分配型

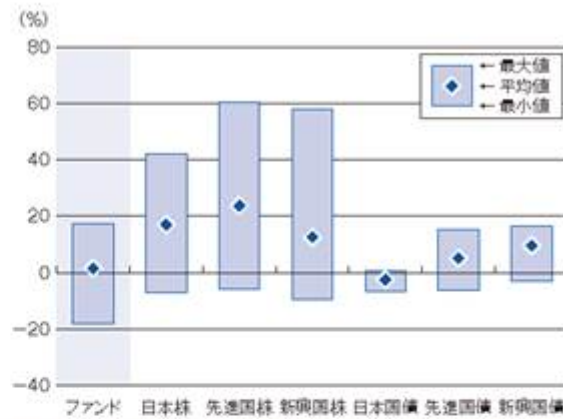


米ドル建て年1回分配型

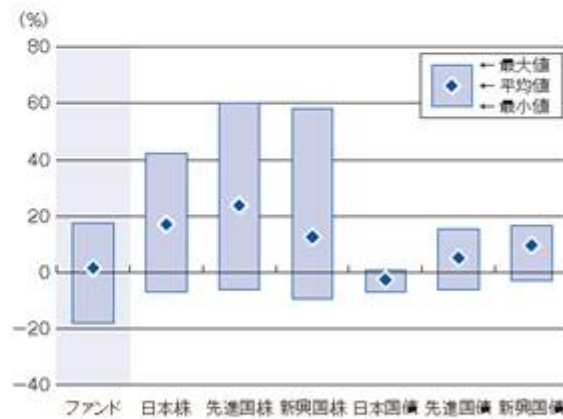


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2021年2月～2026年1月の5年間の各月末とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.4	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-18.1	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.6	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	17.3	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-18.1	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	1.6	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て年4回分配型

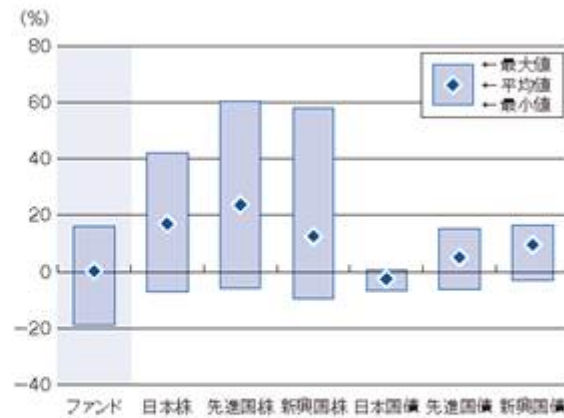


豪ドル建て年1回分配型

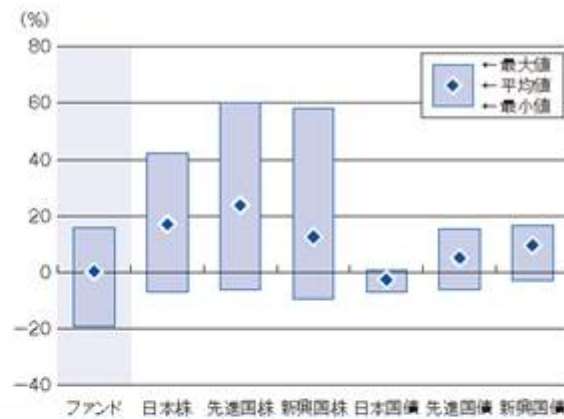


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2021年2月～2026年1月の5年間の各月末とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.2	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-19.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.3	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.0	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	-19.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	0.3	17.1	23.8	12.6	-2.5	5.1	9.6

出所: BlackRock L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込金額の最大2.50%

日本国内における申込手数料

野村證券株式会社における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の2.750%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.375%（税込）
50万口以上	申込金額の0.550%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。

日本国内における買戻し手数料

ファンド証券の換金（買戻し）に買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

受託会社報酬は、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻されます。

（注）「評価日」とは、各ファンド営業日、および管理会社（または管理会社の代理としての管理事務代行会社）が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

管理会社報酬は、ファンドの継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として管理会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻されます。

投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.55%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

投資顧問会社報酬は、ファンドにかかる投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として投資顧問会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻されます。

保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

保管会社報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻されます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、受益者の管理業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻されます。

販売会社報酬

各販売会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.44%に相当する額の報酬を、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

販売会社報酬は、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.11%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

費用

ファンドの募集に関連する費用はファンドの資産から支払われ、償却済です。

目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）、監査費用（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金等がファンドより実費として支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
 (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
 (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。)を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
 (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。2026年3月31日現在、ケイマン諸島において為替管理はありません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島財務長官から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、ト

ラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
国債	日本	1,522,788	6.35
	フランス	1,395,860	5.82
	イタリア	1,385,126	5.78
	ドイツ	1,168,320	4.88
	イギリス	1,157,936	4.83
	スペイン	961,929	4.01
	カナダ	870,544	3.63
	オーストラリア	700,880	2.92
	ベルギー	533,498	2.23
		小計	9,696,880
米国財務省証券	アメリカ合衆国	7,471,852	31.18
	小計	7,471,852	31.18
上場投資信託	アメリカ合衆国	5,730,956	23.91
	小計	5,730,956	23.91
小計		22,899,688	95.55
現金およびその他の資産(負債控除後)		1,065,340	4.45
合計 (純資産総額)		23,965,028 (約3,682百万円)	100.00

(注) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年1月末日現在)

順位	銘柄	国名/ 発行地	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額/数量	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	VANGUARD S&P 500 ETF	アメリカ合衆国	上場投資信託	-	-	6,200	2,308,368	3,938,426	16.43
2	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	アメリカ合衆国	上場投資信託	-	-	27,000	1,299,672	1,792,530	7.48
3	US TREASURY N/B 1.6250% 15/05/31	アメリカ合衆国	米国財務省証券	1.625	2031/5/15	2,000,000米ドル	1,785,073	1,788,359	7.46
4	US TREASURY N/B 1.7500% 15/11/29	アメリカ合衆国	米国財務省証券	1.75	2029/11/15	1,300,000米ドル	1,217,310	1,212,047	5.06
5	US TREAS NOTE 4.625% 15/02/40	アメリカ合衆国	米国財務省証券	4.625	2040/2/15	1,000,000米ドル	1,111,033	1,006,133	4.20
6	US TREASURY N/B 3.8750% 15/10/27	アメリカ合衆国	米国財務省証券	3.875	2027/10/15	1,000,000米ドル	994,219	1,005,469	4.20
7	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	アメリカ合衆国	米国財務省証券	2.875	2028/8/15	1,000,000米ドル	1,012,863	982,891	4.10
8	BTPS 0.9000% 01/04/31	イタリア	国債	0.9	2031/4/1	900,000ユーロ	1,072,678	980,211	4.09
9	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/34	フランス	国債	1.25	2034/5/25	800,000ユーロ	880,767	817,821	3.41
10	US TREAS NOTE 2.75% 15/08/42	アメリカ合衆国	米国財務省証券	2.75	2042/8/15	1,000,000米ドル	862,095	770,508	3.22
11	US TREAS NOTE 2.5% 15/02/45	アメリカ合衆国	米国財務省証券	2.5	2045/2/15	1,000,000米ドル	783,804	706,445	2.95
12	DEUTSCHLAND REP 0.0000% 15/05/35	ドイツ	国債	0	2035/5/15	700,000ユーロ	673,817	645,722	2.69
13	UK TREAS GILT 1.75% 07/09/37	イギリス	国債	1.75	2037/9/7	600,000英ポンド	745,368	608,861	2.54
14	JAPAN GOVT 30-Y 2.4000% 20/03/37	日本	国債	2.4	2037/3/20	90,000,000円	819,222	584,936	2.44
15	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/36	フランス	国債	1.25	2036/5/25	600,000ユーロ	636,937	578,039	2.41
16	BELGIAN GOVT 1.2500% 22/04/33	ベルギー	国債	1.25	2033/4/22	500,000ユーロ	557,167	533,498	2.23
17	DEUTSCHLAND R 0.0000% 15/08/31	ドイツ	国債	0	2031/8/15	500,000ユーロ	497,112	522,598	2.18
18	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/33	カナダ	国債	5.75	2033/6/1	600,000カナダドル	634,350	515,902	2.15
19	SPANISH GOV'T 3.5500% 31/10/33	スペイン	国債	3.55	2033/10/31	400,000ユーロ	488,939	495,677	2.07
20	JAPAN GOVT 20- 0.6000% 20/12/37	日本	国債	0.6	2037/12/20	90,000,000円	669,038	471,398	1.97
21	JAPAN GVT 30YR 2.5% 20/09/35	日本	国債	2.5	2035/9/20	70,000,000円	724,870	466,454	1.95
22	SPANISH GVT 1.95% 30/7/30	スペイン	国債	1.95	2030/7/30	400,000ユーロ	436,054	466,251	1.95
23	UK TREASURY 4.25% 07/06/32	イギリス	国債	4.25	2032/6/7	300,000英ポンド	411,817	416,080	1.74
24	BTPS 5.0000% 01/08/34	イタリア	国債	5	2034/8/1	300,000ユーロ	399,671	404,916	1.69
25	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/11/28	オーストラリア	国債	2.75	2028/11/21	600,000豪ドル	493,218	403,988	1.69
26	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/06/35	オーストラリア	国債	2.75	2035/6/21	500,000豪ドル	359,319	296,892	1.24
27	CANADA-GOV'T 1.5000% 01/06/31	カナダ	国債	1.5	2031/6/1	400,000カナダドル	274,564	273,751	1.14
28	UK TSY GILT 1.2500% 22/07/27	イギリス	国債	1.25	2027/7/22	100,000英ポンド	115,360	132,995	0.55
29	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/29	カナダ	国債	5.75	2029/6/1	100,000カナダドル	107,162	80,890	0.34

(注) 以上のほか、投資有価証券はありません。

種類別投資比率

(2026年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
国債	40.46
米国財務省証券	31.18
上場投資信託	23.91
合計	95.55

【投資不動産物件】

該当事項ありません(2026年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません(2026年1月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2026年1月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 年4回分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 年4回分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2016年9月30日)	60,923,903.32	9,361,566,984	10.06	1,546	10.41	1,600	10.07	1,087	10.50	1,134
第2会計年度末 (2017年9月30日)	61,920,913.11	9,514,767,508	10.11	1,554	11.04	1,696	10.12	1,093	11.20	1,209
第3会計年度末 (2018年9月30日)	64,073,568.57	9,845,544,546	10.13	1,557	11.39	1,750	10.13	1,094	11.53	1,245
第4会計年度末 (2019年9月30日)	57,607,594.95	8,851,983,040	10.07	1,547	11.51	1,769	10.06	1,086	11.57	1,249
第5会計年度末 (2020年9月30日)	48,332,524.59	7,426,775,728	9.86	1,515	11.90	1,829	9.87	1,066	11.63	1,256
第6会計年度末 (2021年9月30日)	52,493,614.26	8,066,168,767	9.77	1,501	12.95	1,990	9.76	1,054	12.59	1,359
第7会計年度末 (2022年9月30日)	34,592,105.60	5,315,422,946	8.15	1,252	10.80	1,660	8.06	870	10.38	1,121
第8会計年度末 (2023年9月30日)	28,079,653.61	4,314,719,574	8.26	1,269	10.93	1,680	7.99	863	10.28	1,110
第9会計年度末 (2024年9月30日)	26,370,915.58	4,052,154,888	9.32	1,432	12.33	1,895	8.86	957	11.38	1,229
第10会計年度末 (2025年9月30日)	24,500,402.82	3,764,731,897	9.56	1,469	12.63	1,941	9.02	974	11.58	1,250
2025年2月末日	23,816,347.09	3,659,619,894	9.02	1,386	11.93	1,833	8.56	924	11.00	1,188
3月末日	23,640,209.51	3,632,554,593	8.97	1,378	11.87	1,824	8.51	919	10.94	1,181
4月末日	24,137,729.35	3,709,003,492	9.15	1,406	12.10	1,859	8.67	936	11.15	1,204
5月末日	24,294,407.97	3,733,078,729	9.21	1,415	12.18	1,872	8.73	942	11.21	1,210
6月末日	24,788,246.07	3,808,961,891	9.42	1,447	12.46	1,915	8.91	962	11.45	1,236
7月末日	24,273,395.46	3,729,849,946	9.33	1,434	12.34	1,896	8.82	952	11.33	1,223
8月末日	24,396,272.13	3,748,731,175	9.46	1,454	12.51	1,922	8.93	964	11.48	1,239
9月末日	24,500,402.82	3,764,731,897	9.56	1,469	12.63	1,941	9.02	974	11.58	1,250
10月末日	24,016,804.71	3,690,422,212	9.58	1,472	12.66	1,945	9.04	976	11.60	1,252
11月末日	23,745,500.20	3,648,733,561	9.59	1,474	12.67	1,947	9.04	976	11.60	1,252
12月末日	23,603,584.31	3,626,926,765	9.64	1,481	12.74	1,958	9.08	980	11.66	1,259
2026年1月末日	23,965,028.02	3,682,466,206	9.75	1,498	12.88	1,979	9.16	989	11.76	1,270

【分配の推移】

	1口当たり分配金							
	米ドル建て 年4回分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 年4回分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度	0.35	53.78	0.01	1.54	0.44	47.50	0.01	1.08
第2会計年度	0.56	86.05	0.01	1.54	0.61	65.86	0.01	1.08
第3会計年度	0.31	47.63	0.01	1.54	0.31	33.47	0.01	1.08
第4会計年度	0.18	27.66	0.01	1.54	0.11	11.88	0.01	1.08
第5会計年度	0.56	86.05	0.01	1.54	0.27	29.15	0.01	1.08
第6会計年度	0.97	149.05	0.01	1.54	0.95	102.56	0.01	1.08
第7会計年度	0.00	0.00	0.01	1.54	0.00	0.00	0.01	1.08
第8会計年度	0.00	0.00	0.01	1.54	0.00	0.00	0.01	1.08
第9会計年度	0.00	0.00	0.01	1.54	0.00	0.00	0.01	1.08
第10会計年度	0.00	0.00	0.01	1.54	0.00	0.00	0.01	1.08
2025年12月	0.00	0.00	-	-	0.00	0.00	-	-
設定来累計 (2026年1月末日現在)	2.93	450.22	0.10	15.37	2.69	290.41	0.10	10.80

【収益率の推移】

期間	収益率(注1)			
	米ドル建て 年4回分配型	米ドル建て 年1回分配型	豪ドル建て 年4回分配型	豪ドル建て 年1回分配型
第1会計年度	4.10%	4.20%	5.10%	5.10%
第2会計年度	6.06%	6.15%	6.55%	6.76%
第3会計年度	3.26%	3.26%	3.16%	3.04%
第4会計年度	1.18%	1.14%	0.39%	0.43%
第5会計年度	3.48%	3.48%	0.80%	0.61%
第6会計年度	8.92%	8.91%	8.51%	8.34%
第7会計年度	-16.58%	-16.53%	-17.42%	-17.47%
第8会計年度	1.35%	1.30%	-0.87%	-0.87%
第9会計年度	12.83%	12.90%	10.89%	10.80%
第10会計年度	2.58%	2.51%	1.81%	1.85%

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第1会計年度の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注2)			
	米ドル建て 年4回分配型	米ドル建て 年1回分配型	豪ドル建て 年4回分配型	豪ドル建て 年1回分配型
2017年	12.17%	12.35%	12.64%	12.70%
2018年	-4.40%	-4.49%	-4.89%	-4.86%
2019年	9.33%	9.41%	8.41%	8.30%
2020年	6.93%	7.26%	4.40%	4.30%
2021年	4.59%	4.65%	4.30%	4.37%
2022年	-16.97%	-16.94%	-18.20%	-18.15%
2023年	6.13%	6.17%	3.79%	3.70%
2024年	0.79%	0.77%	-0.47%	-0.46%
2025年	8.31%	8.33%	7.46%	7.46%
2026年	1.14%	1.10%	0.88%	0.86%

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2026年については1月末日)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年1月末日現在)

米ドル建て 年4回分配型



米ドル建て 年1回分配型



分配の推移

米ドル建て 年4回分配型 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

2024年12月	0.00
2025年 3月	0.00
2025年 6月	0.00
2025年 9月	0.00
2025年12月	0.00
設定来累計	2.93

米ドル建て 年1回分配型 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

2021年9月	0.01
2022年9月	0.01
2023年9月	0.01
2024年9月	0.01
2025年9月	0.01
設定来累計	0.10

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は1月末日まで

米ドル建て 年4回分配型



米ドル建て 年1回分配型



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

* 分配金に対する税金は考慮されておりません。

* ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年1月末日現在)



分配の推移

豪ドル建て 年4回分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)		豪ドル建て 年1回分配型 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)	
2024年12月	0.00	2021年9月	0.01
2025年 3月	0.00	2022年9月	0.01
2025年 6月	0.00	2023年9月	0.01
2025年 9月	0.00	2024年9月	0.01
2025年12月	0.00	2025年9月	0.01
設定来累計	2.69	設定来累計	0.10

収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は1月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て年4回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,682,038 (1,682,038)	226,486 (226,486)	1,455,552 (1,455,552)
第2会計年度	84,325 (84,325)	457,210 (457,210)	1,082,667 (1,082,667)
第3会計年度	481,617 (481,617)	141,427 (141,427)	1,422,857 (1,422,857)
第4会計年度	56,458 (56,458)	191,808 (191,808)	1,287,507 (1,287,507)
第5会計年度	51,500 (51,500)	296,055 (296,055)	1,042,952 (1,042,952)
第6会計年度	126,539 (126,539)	107,854 (107,854)	1,061,637 (1,061,637)
第7会計年度	24,949 (24,949)	213,000 (213,000)	873,586 (873,586)
第8会計年度	3,070 (3,070)	157,074 (157,074)	719,582 (719,582)
第9会計年度	127,120 (127,120)	317,644 (317,644)	529,058 (529,058)
第10会計年度	1,680 (1,680)	39,316 (39,316)	491,422 (491,422)

米ドル建て年1回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	3,080,043 (3,080,043)	249,416 (249,416)	2,830,627 (2,830,627)
第2会計年度	580,290 (580,290)	501,563 (501,563)	2,909,354 (2,909,354)
第3会計年度	842,415 (842,415)	1,185,635 (1,185,635)	2,566,134 (2,566,134)
第4会計年度	175,620 (175,620)	389,416 (389,416)	2,352,338 (2,352,338)
第5会計年度	377,560 (377,560)	939,581 (939,581)	1,790,317 (1,790,317)
第6会計年度	569,404 (569,404)	340,897 (340,897)	2,018,824 (2,018,824)
第7会計年度	147,685 (147,685)	587,805 (587,805)	1,578,704 (1,578,704)
第8会計年度	39,760 (39,760)	340,142 (340,142)	1,278,322 (1,278,322)
第9会計年度	18,504 (18,504)	143,181 (143,181)	1,153,645 (1,153,645)
第10会計年度	2,999 (2,999)	87,764 (87,764)	1,068,880 (1,068,880)

豪ドル建て年4回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	844,730 (844,730)	15,200 (15,200)	829,530 (829,530)

第2会計年度	240,985 (240,985)	71,350 (71,350)	999,165 (999,165)
第3会計年度	344,070 (344,070)	134,860 (134,860)	1,208,375 (1,208,375)
第4会計年度	34,769 (34,769)	163,559 (163,559)	1,079,585 (1,079,585)
第5会計年度	15,885 (15,885)	226,700 (226,700)	868,770 (868,770)
第6会計年度	55,496 (55,496)	112,115 (112,115)	812,151 (812,151)
第7会計年度	14,882 (14,882)	205,435 (205,435)	621,598 (621,598)
第8会計年度	300 (300)	84,531 (84,531)	537,367 (537,367)
第9会計年度	200 (200)	229,881 (229,881)	307,686 (307,686)
第10会計年度	0 (0)	21,600 (21,600)	286,086 (286,086)

豪ドル建て年1回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,537,875 (1,537,875)	226,630 (226,630)	1,311,245 (1,311,245)
第2会計年度	216,250 (216,250)	283,640 (283,640)	1,243,855 (1,243,855)
第3会計年度	348,044 (348,044)	198,445 (198,445)	1,393,454 (1,393,454)
第4会計年度	133,002 (133,002)	217,998 (217,998)	1,308,458 (1,308,458)
第5会計年度	195,220 (195,220)	217,574 (217,574)	1,286,104 (1,286,104)
第6会計年度	316,183 (316,183)	470,260 (470,260)	1,132,027 (1,132,027)
第7会計年度	75,109 (75,109)	145,601 (145,601)	1,061,535 (1,061,535)
第8会計年度	4,989 (4,989)	257,665 (257,665)	808,859 (808,859)
第9会計年度	4,824 (4,824)	137,738 (137,738)	675,945 (675,945)
第10会計年度	4,729 (4,729)	78,901 (78,901)	601,773 (601,773)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には当初募集の口数が含まれます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券は、適格投資家に対して取引日（以下に定義します。）において継続的に募集されます。受益証券の発行価格は、当該取引日である評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とします。受益証券は、整数でのみ発行されます。申込みは、口数単位で行うことができます。販売会社に支払われる販売手数料は該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の最大2.50%（税抜き）です。

受益証券の購入申込書は、取引日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（「締切時刻」）までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。かかる締切時刻以降に受領された受益証券の購入申込は翌取引日に受領されたものとみなされます。

当該クラスの表示通貨による支払いは、当該取引日から起算して6ファンド営業日以内（豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日かつメルボルンにおける銀行営業日）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとします。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができます。

ファンドの「取引日」はファンド営業日です。

受益証券の申込みが受領された場合、申込者の受益者名簿への登録が当該取引日より後であった場合でも、受益証券は当該取引日に発行されたものとして扱われます。したがって、申込者が支払う申込金は、当該取引日から投資リスクにさらされます。

(注) 「適格投資家」とは、() (1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902(k)に定義される) 「米国人」または(1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における) 米国居住者ではない、() (米国商品先物取引委員会によって発布されたルール4.7に定義される) 「非米国人」の定義に該当する、() ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免税または非居住の法主体を除きます。）ではない、または() 上記(i)、() もしくは() に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者ではない、あらゆる人、法人または法主体をいいます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に第一部証券情報に従って販売会社により取扱いが行われます。

申込締切時間までに所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。野村證券株式会社における申込締切時間は午後3時です。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込の際は、申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

野村證券株式会社における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の2.750%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.375%（税込）
50万口以上	申込金額の0.550%（税込）

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨で支払うこともできます。詳細は販売会社に問合せるとします。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券は、取引日において受益者の選択により買い戻されます。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に請求する買戻し通知を送付することができます。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とします。

買戻し通知は、申込みを行う取引日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻し通知が受領された取引日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。買戻し手数料はありません。

受益証券の買戻しに関する送金は、（米ドルクラスについては）米ドル建て、（豪ドルクラスについては）豪ドル建ての電信送金により、取引日から起算して6ファンド営業日以内（豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日かつメルボルンにおける銀行営業日）もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の日までに行われるものとします。

管理会社は、受託会社/投資顧問会社と協議の上、一切の買戻し請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻し代金の支払いを延期することができます。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および/または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻し請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻し請求の金額を制限、または当該買戻し請求の受領を停止することができます。

買戻し通知が受領された場合、その受益者が受益者名簿から除外された、買戻し価格が決定されている、または払い戻されたかにかかわらず、受益証券は当該取引日に買戻されたものとして扱われます。したがって受益者は、当該取引日から、信託証書に基づく権利（ファンド受益者総会に関する通知を受領する権利、会議への出席または投票の権利を含みます。）を行使することができません。ただし、買戻される受益証券に関して、買戻し価格および当該取引日以前に宣言された支払われていない分配金を受領する権利は除きます。買戻しを行う受益者は、買戻し価格に関してファンドの債権者となります。債務不履行による清算では、買戻しを行う受益者は、通常の債権者より劣後しますが、受益者より優先されます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている旨、またはかかる保有によってトラストまたはファンドの登録が義務付けられる、租税が賦課される、もしくはいずれかの法域の法律に違反する旨を受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が判断した場合、または受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用された資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）は、当該受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）に提出するよう要求する通知を書面で送付することができ、上記が満たされない場合、管理会社は当該受益証券の買戻しおよび却却を実行することができます。

本条に基づいて強制的に買い戻されるファンドの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり買戻し価格は、当該強制買戻しの日またはその直前のファンド営業日における当該シリーズ・トラストの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり純資産価格です。

受益証券の譲渡

受益者は、書面証書によって、自己が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点で有効な、関連もしくは該当する法域の法令の規定、政府等の要件もしくは規制または受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が定める方針を遵守するために受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求する情報または受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求するその他の情報を提出するものとし、管理会社は、受託会社と協議の上、まず、当該譲渡に対する事前の書面による同意を行うものとします。さらに、譲受人は、受託会社または管理会社、販売会社もしくは管理事務代行会社に対して、(i) 受益証券は適格投資家に譲渡されること、(ii) 譲受人は自らの勘定で受益証券を取得すること、および、(iii) 受託会社または管理会社がそれぞれの裁量で要求するその他の事項に関して、書面で表明を行うことが要求されます。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人が署名することを要求します。譲渡人は、譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益証券に関して受益者名簿に受益者として記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされるものとします。受託会社または管理会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受け取るまで譲渡は登録されません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、売却または強制買戻しの対象となります。

(2) 日本における買戻し手続等

換金(買戻し)の申込みは、ファンド営業日に取扱います。

申込締切時間については販売会社に問い合わせるものとします。申込締切時間までに換金(買戻し)の申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み受付分とします。なお、野村證券株式会社における申込締切時間は午後3時です。

換金(買戻し)単位は、1口単位です。

換金(買戻し)価額は、申込日の翌国内営業日に判明する純資産価格です。

換金(買戻し)代金は、約定日(申込注文の成立を販売会社が確認した日。通常、申込日の日本における翌営業日)から起算して5国内営業日目から受け取ることができます。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨で受け取ることもできます。詳細は販売会社に問い合わせるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

評価

ファンドの評価日はファンド営業日です。

ファンドの純資産総額は、午前10時頃(ルクセンブルグ時間)の為替レートと、午後6時(ルクセンブルグ時間)のその他の資産の価格を適用して、ファンドの資産価値を算出し、ファンドの負債を控除することで、管理会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)によって、評価日に計算されます。

ファンドの純資産総額および米ドルクラスに帰属する純資産総額は米ドルで計算され、豪ドルクラスに帰属する純資産総額は、当該評価日の午前10時頃(ルクセンブルグ時間)の豪ドル/米ドルの為替レートを用いて、豪ドルへ換算されます。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、評価日において当該クラスに帰属するファンドの純資産総額を、その評価日における当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算され、0.01米ドル単位(米ドルクラスの受益証券の場合)または0.01豪ドル単位(豪ドルクラスの受益証券の場合)に四捨五入されます。

ファンド営業日における純資産価格は、原則として、日本の翌営業日の午前7時30分(東京時間)までにファンドの受益者名簿に記載された受益者が入手可能となります。

純資産価格の決定

受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの純資産価格を、ファンド営業日において、ファンドの表示通貨で計算するものとします。

純資産総額は、該当するファンドの受益証券の特定のクラスに帰属する資産および負債が当該受益証券の保有者のみにより実際に負担され、当該ファンドの受益証券の他のクラスの保有者により負担されないことを確保するために、受託会社が定める合理的な配分方法に基づき、当該ファンドの発行済受益証券のクラス間で配分されます。ファンドの表示通貨以外の通貨(以下「外国通貨」といいます。)で表示されるファンドの受益証券の各クラスに帰属する純資産総額は、ファンド営業日に適用される、受託会社が決定する為替レートで外国通貨に換算されるものとします。外国通貨建てのファンドの受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに帰属する(外国通貨に換算された)純資産総額を、当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。ファンドの表示通貨と同一の通貨で表示されるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに帰属する部分の純資産総額を、当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

受託会社はその裁量によりその他の方法を決定しない限り、ファンドの資産は入手可能な最新の価格、つまり国際的な値付け業者から得た入手可能な最新の表示価格で、以下のとおり評価されます。

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価されます。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられます。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価されます。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価されます。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができます。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続に従って誠実に決定される公正価格で評価されます。

- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格と額面金額の差額を償却することにより、評価することができます。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価されます。
- (g) その他の資産に関しては、管理事務代行会社が、当該資産の公正価格を表すものとして適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に従って決定する金額または別途誠実に決定する金額で評価されます。外貨建ての価額は、該当するファンドの表示通貨の入手可能な最新の仲値で、または管理事務代行会社が誠実に決定することができるその他の価格で、関連するファンドの表示通貨に換算されるものとします。

受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)による純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格のすべての決定は、受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)の授権された役員または代表者によって保証され、悪意または明らかな誤りがない限り、かかる保証はすべてのかかるファンドの受益者について最終的かつ決定的なものとし、悪意または明らかな誤りがない限り、受託会社は、第三者が受託会社に提供した評価に依拠する純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて一切責任を負わないものとします。受託会社は、公認の価格情報源、評価代理人、サブ・マネージャーまたはその他の第三者が受託会社に提供した評価に依拠する場合、明らかな誤りがない限り絶対的な保護を受けるものとします。

純資産価格の計算の停止

管理会社は受託会社と協議した上で、または、受託会社は管理会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の発行・買戻しを停止、または買戻代金の支払を延期することができます。

- (1) ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所、店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている場合、またはこれらの取引所や市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- (2) ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- (3) ファンドの投資対象の価値や純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値・ファンドのその他の資産の価値・純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (4) ファンドの投資対象の償還や換金、または償還や換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。

管理会社は受託会社と協議した上で、または、受託会社は管理会社と協議した上で、受益者名簿に記載されるすべての受益者に対して、実務上可能な限り速やかに当該停止を書面で通知するものとし、また、当該停止が終了した時点で受益者に対して速やかに通知するものとします。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、2015年11月24日から2030年9月30日ですが、後記「(5) その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。

なお、ファンドの当初の信託期間終了日は2020年9月30日でしたが、2019年と2024年にそれぞれ信託期間が5年ずつ延長され、信託期間終了日は2030年9月30日となりました。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年9月30日に終了します。

(5) 【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの解散

ファンド

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

- () 2030年9月30日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとします。)、または

() 純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合、または受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社が適切と考えるその他の理由があった場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により決定する日に

償還します。

受益証券のクラス

各クラスは、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については1,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については1,000万豪ドルを下回った場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により、償還する場合があります。

なお、受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

信託証書の変更等

信託証書第40条に従い、受託会社および管理会社は、受益者に対して10日以上前の書面による通知を行うことにより(受益者は、かかる通知を放棄することができます。)、受託会社および管理会社が受益者の最善の利益になると考える方法およびその範囲において、補遺信託証書により、信託証書の規定について変更、修正、改正または追加(以下「変更等」といいます。)を行うことができます。受託会社が、受託会社の意見において、かかる変更等が、()当該時に存在している受益者の利益を著しく侵害せず、受託会社または管理会社を受益者に対する責任から実質的に免責することなく、かつ、シリーズ・トラストの資産から支払われるべき経費および手数料(当該補遺信託証書に関連して生じる経費、手数料、報酬および費用を除きます。)の金額を増加させることにならず、()財務上の、法的なもしくは公的な要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)を遵守するために必要であり、または、()明らかな誤りを正すために必要である旨書面により証明する場合、かかる変更等は、受益者による承認を必要としません。いかなる変更等も、受益者に対して、その受益証券に関する追加の支払いを行ったり、その受益証券に関する債務を引き受ける義務を課すものであってはなりません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自らが権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドの償還日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券の資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

() 議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

2026年3月31日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=153.66円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【2025年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント
純資産計算書
2025年9月30日現在
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 23,496,623米ドル)	2	23,957,486	3,681,307
銀行預金		981,097	150,755
未収収益		123,453	18,970
その他の資産		8,713	1,339
資産合計		25,070,749	3,852,371
負債			
為替先渡取引に係る未実現損失	14	67,823	10,422
受益証券買戻未払金		14,198	2,182
ブローカーへの未払金		388,671	59,723
未払費用	10	99,654	15,313
負債合計		570,346	87,639
純資産		24,500,403	3,764,732

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドル建て年4回分配型(米ドル建て)	9.56	491,422 口	4,697,293
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)	12.63	1,068,880 口	13,499,038
豪ドル建て年4回分配型(豪ドル建て)	9.02	286,086 口	2,580,654
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)	11.58	601,773 口	6,968,079

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

運用計算書

2025年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
預金利息		53,684	8,249
債券利息(源泉徴収税控除後)		406,131	62,406
受領分配金(源泉徴収税控除後)		75,923	11,666
その他の収益		15	2
収益合計		535,753	82,324
費用			
投資顧問会社報酬	5	134,056	20,599
販売会社報酬	8	107,140	16,463
代行協会員報酬	9	26,787	4,116
管理事務代行報酬	7	24,355	3,742
保管会社報酬	6	7,590	1,166
コルレス銀行報酬		1,651	254
銀行手数料		2,205	339
受託会社報酬および管理会社報酬	3、4	4,868	748
法務報酬		5,471	841
海外登録費用		37,009	5,687
現金支出費		2,432	374
専門家報酬		22,734	3,493
その他の費用		5,447	837
費用合計		381,745	58,659
純投資利益		154,008	23,665
投資有価証券に係る実現純損失		(290,138)	(44,583)
外貨および為替先渡取引に係る実現純損失		(158,295)	(24,324)
当期実現純損失		(448,433)	(68,906)
投資有価証券未実現純損益の変動		700,774	107,681
為替先渡取引未実現純損益の変動		(238,518)	(36,651)
当期末実現純利益		462,256	71,030
運用の結果による純資産の純増加		167,831	25,789

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

純資産変動計算書

2025年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		26,370,916	4,052,155
純投資利益		154,008	23,665
当期実現純損失		(448,433)	(68,906)
当期末実現純利益		462,256	71,030
運用の結果による純資産の純増加		167,831	25,789
受益証券の発行手取額	13	87,921	13,510
受益証券の買戻支払額	13	(2,111,491)	(324,452)
		(2,023,570)	(310,942)
受益者への支払分配金	11	(14,774)	(2,270)
期末現在純資産		24,500,403	3,764,732

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

発行済受益証券口数の変動表
2025年9月30日に終了した年度
(無監査)

米ドル建て年4回分配型

期首現在発行済受益証券口数	529,058
発行受益証券口数	1,680
買戻受益証券口数	(39,316)
期末現在発行済受益証券口数	491,422

米ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,153,645
発行受益証券口数	2,999
買戻受益証券口数	(87,764)
期末現在発行済受益証券口数	1,068,880

豪ドル建て年4回分配型

期首現在発行済受益証券口数	307,686
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(21,600)
期末現在発行済受益証券口数	286,086

豪ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	675,945
発行受益証券口数	4,729
買戻受益証券口数	(78,901)
期末現在発行済受益証券口数	601,773

統計情報
2025年9月30日現在
(無監査)

	2025年	2024年	2023年
期末現在純資産(米ドル建て)	24,500,403	26,370,916	28,079,654
米ドル建て年4回分配型(米ドル建て)			
期末現在純資産	4,697,293	4,931,601	5,940,699
期末現在1口当たり純資産価格	9.56	9.32	8.26
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)			
期末現在純資産	13,499,038	14,219,510	13,968,271
期末現在1口当たり純資産価格	12.63	12.33	10.93
豪ドル建て年4回分配型(豪ドル建て)			
期末現在純資産	2,580,654	2,724,763	4,294,701
期末現在1口当たり純資産価格	9.02	8.86	7.99
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)			
期末現在純資産	6,968,079	7,692,672	8,315,354
期末現在1口当たり純資産価格	11.58	11.38	10.28

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

財務書類に対する注記

2025年9月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」という。)は、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「管理会社」という。)により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント(以下「ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間で締結された2015年9月11日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する。またファンドは、

- () 2030年9月30日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。)、または
- () 純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合、または受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社が適切と考えるその他の理由があった場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により決定する日に償還する。

各クラスは、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については1,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については1,000万豪ドルを下回った場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、中長期的な信託財産の成長を図ることである。ファンドは、主に先進国の株式および債券(上場投資信託を通じてこれらに投資する場合もある。)で構成される資産ポートフォリオに幅広く投資することにより、投資目的を達成することを目指す。資産ポートフォリオは「先進国株式ポートフォリオ」、「先進国債券ポートフォリオ」および短期金融商品に分けられる。

投資顧問会社は、その単独の裁量により、先進国株式市場と先進国債券市場のリスク水準や利回り水準等を分析し、「先進国株式ポートフォリオ」と「先進国債券ポートフォリオ」の投資比率を決定する。「先進国株式ポートフォリオ」への投資比率は、原則として、ファンドの純資産総額の概ね50%以内とすることを基本とする。なお、先進国株式市場および先進国債券市場が下落局面にある場合、下落局面にある市場への投資比率を引き下げ、現金または短期有価証券の投資に振り替える。

豪ドルクラスについては、豪ドルクラスの表示通貨である豪ドルとファンドの基準通貨である米ドルと為替変動リスクを減少させるために為替取引が行われる。

通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスにのみ帰属する為替取引の未実現損益を除く。)に可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡契約が締結される。

豪ドルクラスは、為替取引を利用することで、豪ドルと米ドルの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの利益となることが期待される。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの費用となる。

米ドルクラス受益証券については、当該為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引され

ている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。

- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2025年9月30日現在の為替レート：

1米ドル	=	1.51469	豪ドル
1米ドル	=	1.39155	カナダドル
1米ドル	=	0.85161	ユーロ
1米ドル	=	0.74366	英ポンド
1米ドル	=	148.05517	日本円

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.55%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 販売会社報酬

各販売会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.44%に相当する額の報酬を、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.11%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10 - 未払費用

(米ドル)

投資顧問会社報酬	33,738
販売会社報酬	26,963
管理事務代行報酬	6,129
保管会社報酬	1,841
代行協会員報酬	6,741
受託会社報酬および管理会社報酬	1,225
現金支出費	612
専門家報酬	22,405
未払費用	99,654

注11 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、管理会社が決定したクラスの受益者に対して、原則として、当該クラスに帰属するファンドのインカム・ゲインおよび純実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができる。また、管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、当該クラスに帰属するファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うことができる。

米ドル建て年4回分配型および豪ドル建て年4回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年3月、6月、9月、12月の12日（「四半期分配基準日」）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年9月12日（「年次分配基準日」）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。

2025年9月30日に終了した年度に、ファンドは総額14,774米ドルの分配を行った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、当該取引日である評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる販売手数料は該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の最大2.50%(税抜き)である。

受益証券の購入申込書は、取引日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時(「締切時刻」)までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。かかる締切時刻以降に受領された受益証券の購入申込は翌取引日に受領されたものとみなされる。

当該クラスの表示通貨による支払いは、当該取引日から起算して6ファンド営業日以内(豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日がかつメルボルンにおける銀行営業日)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日において受益者の選択により買戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買戻すよう管理会社に請求する買戻通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位(または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位)とする。買戻通知は、申込みを行う取引日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領された取引日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、(米ドルクラスについては)米ドル建て、(豪ドルクラスについては)豪ドル建ての電信送金により、取引日から起算して6ファンド営業日以内(豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日がかつメルボルンにおける銀行営業日)もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社/投資顧問会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および/または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻請求の金額を制限、または当該買戻請求の受領を停止することができる。

注14 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2025年9月30日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損失) (米ドルで表示)
豪ドル	2,548,163	米ドル	1,701,259	2025年10月27日	(18,279)
豪ドル	6,906,743	米ドル	4,611,229	2025年10月27日	(49,544)
					(67,823)

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

投資有価証券明細表

2025年9月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	数量/ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占 める割合(%)
オーストラリア					
国債					
豪ドル	600,000	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/11/28	493,218	386,823	1.58
豪ドル	500,000	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/06/35	359,319	289,881	1.18
			852,537	676,704	2.76
		オーストラリア合計	852,537	676,704	2.76
ベルギー					
国債					
ユーロ	400,000	BELGIAN GOVT 1.2500% 22/04/33	453,235	416,845	1.70
ユーロ	200,000	BELGIAN GOVT 1.0000% 22/06/31	209,640	213,866	0.87
			662,875	630,711	2.57
		ベルギー合計	662,875	630,711	2.57
カナダ					
国債					
カナダドル	600,000	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/33	634,350	511,260	2.08
カナダドル	400,000	CANADA-GOV'T 1.5000% 01/06/31	274,564	267,627	1.09
カナダドル	100,000	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/29	107,162	79,658	0.33
			1,016,076	858,545	3.50
		カナダ合計	1,016,076	858,545	3.50
フランス					
国債					
ユーロ	800,000	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/34	880,767	793,482	3.23
ユーロ	500,000	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/36	543,478	467,006	1.91
			1,424,245	1,260,488	5.14
		フランス合計	1,424,245	1,260,488	5.14
ドイツ					
国債					
ユーロ	700,000	DEUTSCHLAND R 0.0000% 15/08/31	695,957	717,218	2.93
ユーロ	700,000	DEUTSCHLAND REP 0.0000% 15/05/35	673,817	635,021	2.59
			1,369,774	1,352,239	5.52
		ドイツ合計	1,369,774	1,352,239	5.52

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量/ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占 める割合(%)
イタリア					
国債					
ユーロ	900,000	BTPS 0.9000% 01/04/31	1,072,678	953,033	3.89
ユーロ	300,000	BTPS 5.0000% 01/08/34	399,671	396,592	1.62
			1,472,349	1,349,625	5.51
		イタリア合計	1,472,349	1,349,625	5.51
日本					
国債					
日本円	90,000,000	JAPAN GOVT 30-Y 2.4000% 20/03/37	819,222	643,139	2.62
日本円	90,000,000	JAPAN GOVT 20- 0.6000% 20/12/37	669,038	520,833	2.13
日本円	70,000,000	JAPAN GVT 30YR 2.5% 20/09/35	724,870	509,155	2.08
			2,213,130	1,673,127	6.83
		日本合計	2,213,130	1,673,127	6.83
スペイン					
国債					
ユーロ	400,000	SPANISH GOV'T 3.5500% 31/10/33	488,939	487,064	1.98
ユーロ	400,000	SPANISH GVT 1.95% 30/7/30	436,054	457,117	1.87
			924,993	944,181	3.85
		スペイン合計	924,993	944,181	3.85
イギリス					
国債					
英ポンド	600,000	UK TREAS GILT 1.75% 07/09/37	745,368	579,660	2.37
英ポンド	300,000	UK TREASURY 4.25% 07/06/32	411,817	402,394	1.64
英ポンド	300,000	UK TSY GILT 1.2500% 22/07/27	346,081	385,255	1.57
			1,503,266	1,367,309	5.58
		イギリス合計	1,503,266	1,367,309	5.58
アメリカ合衆国					
投資信託					
--	7,000	VANGUARD S&P 500 ETF	2,606,222	4,266,500	17.42
--	35,000	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,684,760	2,090,900	8.53
			4,290,982	6,357,400	25.95
米国財務省証券					
米ドル	2,000,000	US TREASURY N/B 1.6250% 15/05/31	1,785,072	1,782,032	7.28
米ドル	1,300,000	US TREASURY N/B 1.7500% 15/11/29	1,217,310	1,206,259	4.92
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 4.625% 15/02/40	1,111,033	1,018,398	4.16
米ドル	1,000,000	US TREASURY N/B 3.8750% 15/10/27	994,219	1,005,156	4.10
米ドル	1,000,000	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	1,012,863	979,648	4.00

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量/ 額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占 める割合(%)
アメリカ合衆国(続き)					
米国財務省証券(続き)					
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 2.75% 15/08/42	862,095	779,023	3.18
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/02/45	783,804	716,641	2.93
			7,766,396	7,487,157	30.57
		アメリカ合衆国合計	12,057,378	13,844,557	56.52
投資有価証券合計			23,496,623	23,957,486	97.78

(1) 数量は受益証券の口数/株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Net Assets
as at September 30, 2025
(expressed in US Dollars)

Notes

ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 23,496,623)	2	23,957,486
Cash at bank		981,097
Accrued income		123,453
Other assets		8,713
Total Assets		25,070,749
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	14	67,823
Payable for repurchases		14,198
Payable to brokers		388,671
Accrued expenses	10	99,654
Total Liabilities		570,346
NET ASSETS		24,500,403

Represented by Units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
USD-Q Class Units (in USD)	9.56	491,422	4,697,293
USD-A Class Units (in USD)	12.63	1,068,880	13,499,038
AUD-Q Class Units (in AUD)	9.02	286,086	2,580,654
AUD-A Class Units (in AUD)	11.58	601,773	6,968,079

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Operations
for the year ended September 30, 2025
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME		
Interest on bank accounts		53,684
Interest on bonds (net of withholding tax)		406,131
Dividends received (net of withholding tax)		75,923
Other income		15
Total Income		<u>535,753</u>
EXPENSES		
Investment Adviser fees	5	134,056
Distributor fees	8	107,140
Agent Company fees	9	26,787
Administrative Services fees	7	24,355
Custodian fees	6	7,590
Correspondent bank fees		1,651
Bank charges		2,205
Trustee and Management Company fees	3, 4	4,868
Legal fees		5,471
Overseas registration fees		37,009
Out-of-pocket expenses		2,432
Professional fees		22,734
Other expenses		5,447
Total Expenses		<u>381,745</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>154,008</u>
Net realised loss on investments		(290,138)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(158,295)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(448,433)</u>
Change in net unrealised result on investments		700,774
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(238,518)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>462,256</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>167,831</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended September 30, 2025
(expressed in US Dollars)

Notes

Net assets at the beginning of the year		26,370,916
NET INVESTMENT INCOME		154,008
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(448,433)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		462,256
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		167,831
Proceeds from subscriptions of Units	13	87,921
Payments for repurchase of Units	13	(2,111,491)
		(2,023,570)
Dividend paid to Unit holders	11	(14,774)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		24,500,403

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended September 30, 2025
(Unaudited)

USD-Q Class Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	529,058
Number of Units issued	1,680
Number of Units repurchased	(39,316)
	<hr/>
Number of Units outstanding at the end of the year	491,422
	<hr/> <hr/>

USD-A Class Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	1,153,645
Number of Units issued	2,999
Number of Units repurchased	(87,764)
	<hr/>
Number of Units outstanding at the end of the year	1,068,880
	<hr/> <hr/>

AUD-Q Class Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	307,686
Number of Units issued	0
Number of Units repurchased	(21,600)
	<hr/>
Number of Units outstanding at the end of the year	286,086
	<hr/> <hr/>

AUD-A Class Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	675,945
Number of Units issued	4,729
Number of Units repurchased	(78,901)
	<hr/>
Number of Units outstanding at the end of the year	601,773
	<hr/> <hr/>

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statistical Information
as at September 30, 2025
(Unaudited)

	2025	2024	2023
Net Assets at the end of the year (in USD)	24,500,403	26,370,916	28,079,654
USD-Q Class Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	4,697,293	4,931,601	5,940,699
Net Asset Value per Unit at the end of the year	9.56	9.32	8.26
USD-A Class Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	13,499,038	14,219,510	13,968,271
Net Asset Value per Unit at the end of the year	12.63	12.33	10.93
AUD-Q Class Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	2,580,654	2,724,763	4,294,701
Net Asset Value per Unit at the end of the year	9.02	8.86	7.99
AUD-A Class Units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	6,968,079	7,692,672	8,315,354
Net Asset Value per Unit at the end of the year	11.58	11.38	10.28

Note 1 - Organisation

Master Trust

Nomura Fund Select (the “Master Trust”) was established by a Master Trust Deed dated June 8, 2012 entered into by Master Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Trust Company (the “Management Company”). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company.

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act (Revised) of the Cayman Islands.

Series Trust

Nomura Fund Select - World Balance Investment (the “Series Trust”) was established by a Supplemental Trust Deed dated September 11, 2015 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust may be terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Trust Deed. The Series Trust may also terminate either:

(i) on September 30, 2030 or such later date, (not being later than 149 years after the date of the Master Trust Deed) as the Management Company after consultation with the Trustee and the Investment Adviser may, from time to time determine; or

(ii) at the discretion of the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, if the Net Asset Value falls below USD 30,000,000 or for any other reason considered appropriate by the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser.

A Class may be terminated through the compulsory repurchase of all Units of such Class at the discretion of the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below USD 10,000,000 (for the USD Class Units) or AUD 10,000,000 (for the AUD Class Units).

The investment objective of the Series Trust is to seek mid to long term capital appreciation. The Series Trust seeks to achieve its investment objective principally by investing in a diversified portfolio of assets in developed countries, consisting primarily of equities, bonds, whose both exposures may be gained through exchange traded funds, to be divided into an “equity portfolio” and a “bond portfolio”, and also short-term investment securities.

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2025 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

Series Trust (continued)

The Investment Adviser will, in its sole discretion, determine the proportion of the Net Asset Value to be invested in the equity portfolio and the bond portfolio based on various factors including, but not limited to, the yield and risk levels of the equity and the bond markets at the relevant point in time. It is anticipated that the investment into the equity portfolio will fall within a range of up to approximately half of the Net Asset Value. Also, in circumstances where each of equity and bond markets are on a downward phase, it is expected that the Series Trust's exposure to markets of equities and/or bonds on a downward phase will be reduced, with reallocation to short term investment securities and/or cash.

For the AUD Class Units, currency transactions will be entered into in order to reduce the risk of currency fluctuation between AUD (the currency of denomination of the AUD Class Units) and USD (the currency of denomination of the Series Trust).

Currency forward contracts will be entered into for the account of the AUD Class Units, by buying AUD forward against USD, under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the AUD Classes) attributable to the AUD Class Units.

The AUD Class Units may realise gains or suffer losses from the currency transactions due to differences in interest rates between AUD and USD. Generally, the gains or losses from forward currency contracts are dependent on the variation of interest rates between the two currencies concerned for the period of such forward currency contracts. If the interest rate in AUD is higher than the interest rate in USD, then the difference between these interest rates is expected to be income for the account of the AUD Class Units. Conversely, if the interest rate in AUD is lower than the interest rate in USD, the difference between these interest rates will be costs for the account of the AUD Class Units.

No such currency transactions will be performed for the account of holders of the USD Class Units.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2025 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES (continued)

(b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service;

(d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Adviser;

(e) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in unrealised gain or loss from investments.

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2025 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES (continued)

Currency rates as at September 30, 2025:

1 USD = 1.51469 AUD

1 USD = 1.39155 CAD

1 USD = 0.85161 EUR

1 USD = 0.74366 GBP

1 USD = 148.05517 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.55% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Adviser out of the assets of the Series Trust.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2025 (continued)

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.03% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears plus any transaction fees and expenses on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.10% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Distributor fees

For its services, each Distributor is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.44% per annum of the Net Asset Value attributable to the Units sold by the relevant Distributor, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.11% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Note 10 - Accrued expenses

	USD
Investment Adviser fees	33,738
Distributor fees	26,963
Administrative Services fees	6,129
Custodian fees	1,841
Agent Company fees	6,741
Trustee and Management Company fees	1,225
Out-of-pocket expenses	612
Professional fees	22,405
	<hr/>
Accrued expenses	99,654
	<hr/> <hr/>

Note 11 - Distributions

In principle, the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may make such distributions to Unitholders of the relevant Class as it may determine out of the investment income of the Series Trust attributable to such Class and available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Series Trust attributable to such Class. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Series Trust attributable to the relevant Class.

For the USD-Q Class Units and the AUD-Q Class Units, the Management Company intends to make a quarterly distribution to Unitholders as of the twelfth calendar day of March, June, September and December (the "Quarterly Record Date") and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Trustee and the Investment Adviser, from time to time determine.

For the USD-A Class Units and the AUD-A Class Units, the Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the twelfth calendar day of September of each year (the "Annual Record Date") and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Trustee and the Investment Adviser, from time to time determine.

If any of the Record Dates do not fall on a Business Day, then the relevant distributions will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day and/or such other day or days as the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may from time to time determine.

No representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each Record Date.

For the year ended September 30, 2025, the Series Trust distributed a total amount of USD 14,774.

Note 12 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases

Purchase of Units

Units are offered on a continuous basis to Eligible Investors on each Dealing Day. The issue price of each Unit will be the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day. The minimum investment per investor is 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other number of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine, provided that Units will only be issued in whole numbers. Applications may be made by reference to a number of Units of the relevant Class. There is a sales charge of up to 2.50 % of the Net Asset Value per Unit of the applicable Class (exclusive of Japanese consumption tax or other taxes, if any), which shall be payable to the Distributor.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time (the "Dealing Deadline"). Any application for Units which is received after the Dealing Deadline if accepted is deemed to be accepted in respect of the following Dealing Day.

Payment in the currency of denomination of the relevant Class must be received within six (6) Business Days from and including the relevant Dealing Day, provided that in respect of the AUD Class Units, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business, or such other period as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

The Management Company reserves the right to decline any order to purchase Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application and payment, as described above, is not timely received.

Repurchase of Units

Units are repurchaseable at the option of Unitholders on any Dealing Day. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units of the relevant Class as specified in the Repurchase Notice. The minimum repurchase amount per Unitholder that may be submitted for repurchase on any Dealing Day is 1 Unit and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine. The Repurchase Notice must be received by the Administrator by no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may determine from time to time.

The repurchase price per Unit shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day. There will be no repurchase fee.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2025 (continued)

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units (continued)

Remittances in respect of repurchases shall be made by wire transfer in USD (for the USD Class Units) and AUD (for the AUD Class Units) within six (6) Business Days from and including the relevant Dealing Day, provided that in respect of the AUD Class Units, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business, and/or such other date or dates as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may from time to time determine.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee and/or Investment Adviser, to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee and/or Investment Adviser, as a defensive measure for smooth fund management against any large repurchase request, to limit the amount of repurchase requests or stop accepting such repurchase requests having regard to the Net Asset Value, market liquidity and/or such other conditions deemed relevant.

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at September 30, 2025, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the AUD Class Units against USD as indicated in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised (Loss) in USD
AUD	2,548,163	USD	1,701,259	October 27, 2025	(18,279)
AUD	6,906,743	USD	4,611,229	October 27, 2025	(49,544)
					<u>(67,823)</u>

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Investments
as at September 30, 2025
(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
GOVERNMENT BOND					
AUD	600,000	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/11/28	493,218	386,823	1.58
AUD	500,000	AUSTRALIAN GOV 2.7500% 21/06/35	359,319	289,881	1.18
			852,537	676,704	2.76
		Total AUSTRALIA	852,537	676,704	2.76
BELGIUM					
GOVERNMENT BOND					
EUR	400,000	BELGIAN GOVT 1.2500% 22/04/33	453,235	416,845	1.70
EUR	200,000	BELGIAN GOVT 1.0000% 22/06/31	209,640	213,866	0.87
			662,875	630,711	2.57
		Total BELGIUM	662,875	630,711	2.57
CANADA					
GOVERNMENT BOND					
CAD	600,000	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/33	634,350	511,260	2.08
CAD	400,000	CANADA-GOV'T 1.5000% 01/06/31	274,564	267,627	1.09
CAD	100,000	CANADA-GOV'T 5.7500% 01/06/29	107,162	79,658	0.33
			1,016,076	858,545	3.50
		Total CANADA	1,016,076	858,545	3.50
FRANCE					
GOVERNMENT BOND					
EUR	800,000	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/34	880,767	793,482	3.23
EUR	500,000	FRANCE O.A.T. 1.2500% 25/05/36	543,478	467,006	1.91
			1,424,245	1,260,488	5.14
		Total FRANCE	1,424,245	1,260,488	5.14
GERMANY					
GOVERNMENT BOND					
EUR	700,000	DEUTSCHLAND R 0.0000% 15/08/31	695,957	717,218	2.93
EUR	700,000	DEUTSCHLAND REP 0.0000% 15/05/35	673,817	635,021	2.59
			1,369,774	1,352,239	5.52
		Total GERMANY	1,369,774	1,352,239	5.52

(1) Quantity represents a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Investments (continued)

as at September 30, 2025

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ITALY					
GOVERNMENT BOND					
EUR	900,000	BTPS 0.9000% 01/04/31	1,072,678	953,033	3.89
EUR	300,000	BTPS 5.0000% 01/08/34	399,671	396,592	1.62
			<u>1,472,349</u>	<u>1,349,625</u>	<u>5.51</u>
		Total ITALY	<u>1,472,349</u>	<u>1,349,625</u>	<u>5.51</u>
JAPAN					
GOVERNMENT BOND					
JPY	90,000,000	JAPAN GOVT 30-Y 2.4000% 20/03/37	819,222	643,139	2.62
JPY	90,000,000	JAPAN GOVT 20- 0.6000% 20/12/37	669,038	520,833	2.13
JPY	70,000,000	JAPAN GVT 30YR 2.5% 20/09/35	724,870	509,155	2.08
			<u>2,213,130</u>	<u>1,673,127</u>	<u>6.83</u>
		Total JAPAN	<u>2,213,130</u>	<u>1,673,127</u>	<u>6.83</u>
SPAIN					
GOVERNMENT BOND					
EUR	400,000	SPANISH GOV'T 3.5500% 31/10/33	488,939	487,064	1.98
EUR	400,000	SPANISH GVT 1.95% 30/7/30	436,054	457,117	1.87
			<u>924,993</u>	<u>944,181</u>	<u>3.85</u>
		Total SPAIN	<u>924,993</u>	<u>944,181</u>	<u>3.85</u>
UNITED KINGDOM					
GOVERNMENT BOND					
GBP	600,000	UK TREAS GILT 1.75% 07/09/37	745,368	579,660	2.37
GBP	300,000	UK TREASURY 4.25% 07/06/32	411,817	402,394	1.64
GBP	300,000	UK TSY GILT 1.2500% 22/07/27	346,081	385,255	1.57
			<u>1,503,266</u>	<u>1,367,309</u>	<u>5.58</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>1,503,266</u>	<u>1,367,309</u>	<u>5.58</u>
UNITED STATES OF AMERICA					
INVESTMENT FUND					
--	7,000	VANGUARD S&P 500 ETF	2,606,222	4,266,500	17.42
--	35,000	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,684,760	2,090,900	8.53
			<u>4,290,982</u>	<u>6,357,400</u>	<u>25.95</u>

(1) Quantity represents a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Investments (continued)

as at September 30, 2025

(expressed in US Dollars)

Ccy	Quantity / Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
US TREASURY BONDS					
USD	2,000,000	US TREASURY N/B 1.6250% 15/05/31	1,785,072	1,782,032	7.28
USD	1,300,000	US TREASURY N/B 1.7500% 15/11/29	1,217,310	1,206,259	4.92
USD	1,000,000	US TREAS NOTE 4.625% 15/02/40	1,111,033	1,018,398	4.16
USD	1,000,000	US TREASURY N/B 3.8750% 15/10/27	994,219	1,005,156	4.10
USD	1,000,000	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	1,012,863	979,648	4.00
USD	1,000,000	US TREAS NOTE 2.75% 15/08/42	862,095	779,023	3.18
USD	1,000,000	US TREAS NOTE 2.5% 15/02/45	783,804	716,641	2.93
			7,766,396	7,487,157	30.57
		Total UNITED STATES OF AMERICA	12,057,378	13,844,557	56.52
Total Investments			23,496,623	23,957,486	97.78

(1) Quantity represents a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2024年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント

純資産計算書

2024年9月30日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 24,909,189米ドル)	2	24,669,278	3,790,681
銀行預金		2,934,235	450,875
為替先渡取引に係る未実現利益	14	170,695	26,229
受益証券発行未収金		34,354	5,279
未収収益		130,279	20,019
現金および現金同等物に係る利息		845	130
その他の資産		1,466	225
資産合計		<u>27,941,152</u>	<u>4,293,437</u>
負債			
ブローカーへの未払金		1,470,799	226,003
未払費用	10	99,437	15,279
負債合計		<u>1,570,236</u>	<u>241,282</u>
純資産		<u>26,370,916</u>	<u>4,052,155</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
米ドル建て年4回分配型(米ドル建て)	9.32	529,058 口	4,931,601
米ドル建て年1回分配型(米ドル建て)	12.33	1,153,645 口	14,219,510
豪ドル建て年4回分配型(豪ドル建て)	8.86	307,686 口	2,724,763
豪ドル建て年1回分配型(豪ドル建て)	11.38	675,945 口	7,692,672

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

運用計算書

2024年9月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
預金利息		125,392	19,268
債券利息(源泉徴収税控除後)		426,063	65,469
受領分配金(源泉徴収税控除後)		82,611	12,694
収益合計		634,066	97,431
費用			
投資顧問会社報酬	5	147,497	22,664
販売会社報酬	8	117,884	18,114
代行協会員報酬	9	29,474	4,529
管理事務代行報酬	7	26,798	4,118
保管会社報酬	6	8,308	1,277
コルレス銀行報酬		1,669	256
銀行手数料		1,585	244
受託会社報酬および管理会社報酬	3、4	5,357	823
法務報酬		8,437	1,296
海外登録費用		37,256	5,725
現金支出費		2,675	411
専門家報酬		22,725	3,492
その他の費用		5,459	839
費用合計		415,124	63,788
純投資利益		218,942	33,643
投資有価証券に係る実現純損失		(800,608)	(123,021)
外貨および為替先渡取引に係る実現純利益		259,177	39,825
当期実現純損失		(541,431)	(83,196)
投資有価証券未実現純損益の変動		3,799,325	583,804
為替先渡取引未実現純損益の変動		143,607	22,067
当期末実現純利益		3,942,932	605,871
運用の結果による純資産の純増加		3,620,443	556,317

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント

財務書類に対する注記

2024年9月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」という。)は、マスター・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「管理会社」という。)により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済)に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト・ワールド・バランス・インベストメント(以下「ファンド」という。)は、受託会社と管理会社との間で締結された2015年9月11日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する。またファンドは、

- () 2030年9月30日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日(ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。)、または
- () 純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合、または受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社が適切と考えるその他の理由があった場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により決定する日に償還する。

各クラスは、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については1,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については1,000万豪ドルを下回った場合、受託会社および投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、中長期的な信託財産の成長を図ることである。ファンドは、主に先進国の株式および債券(上場投資信託を通じてこれらに投資する場合もある。)で構成される資産ポートフォリオに幅広く投資することにより、投資目的を達成することを目指す。資産ポートフォリオは「先進国株式ポートフォリオ」、「先進国債券ポートフォリオ」および短期金融商品に分けられる。

投資顧問会社は、その単独の裁量により、先進国株式市場と先進国債券市場のリスク水準や利回り水準等を分析し、「先進国株式ポートフォリオ」と「先進国債券ポートフォリオ」の投資比率を決定する。「先進国株式ポートフォリオ」への投資比率は、原則として、ファンドの純資産総額の概ね50%以内とすることを基本とする。なお、先進国株式市場および先進国債券市場が下落局面にある場合、下落局面にある市場への投資比率を引き下げ、現金または短期有価証券の投資に振り替える。

豪ドルクラスについては、豪ドルクラスの表示通貨である豪ドルとファンドの基準通貨である米ドルと為替変動リスクを減少させるために為替取引が行われる。

通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額(豪ドルクラスのみ帰属する為替取引の未実現損益を除く。)に可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡契約が締結される。

豪ドルクラスは、為替取引を利用することで、豪ドルと米ドルの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの利益となることが期待される。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの費用となる。

米ドルクラス受益証券については、当該為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引され

ている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。

- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2024年9月30日現在の為替レート：

1米ドル	=	1.44290	豪ドル
1米ドル	=	1.35155	カナダドル
1米ドル	=	0.89505	ユーロ
1米ドル	=	0.74630	英ポンド
1米ドル	=	142.36598	日本円

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して年度末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.55%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 販売会社報酬

各販売会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.44%に相当する額の報酬を、当該販売会社が販売した受益証券に応じて、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される純資産総額の年率0.11%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	34,239
販売会社報酬	27,365
管理事務代行報酬	6,220
保管会社報酬	1,868
代行協会員報酬	6,842
受託会社報酬および管理会社報酬	1,243
現金支出費	621
専門家報酬	21,039
未払費用	99,437

注11 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、管理会社が決定したクラスの受益者に対して、原則として、当該クラスに帰属するファンドのインカム・ゲインおよび純実現キャピタル・ゲインから分配を行うことができる。また、管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、当該クラスに帰属するファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本から分配を行うことができる。

米ドル建て年4回分配型および豪ドル建て年4回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年3月、6月、9月、12月の12日（「四半期分配基準日」）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て年1回分配型および豪ドル建て年1回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年9月12日（「年次分配基準日」）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。

2024年9月30日に終了した年度に、ファンドは総額16,031米ドルの分配を行った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、当該取引日である評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる販売手数料は該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の最大2.50%(税抜き)である。

受益証券の購入申込書は、取引日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時(「締切時刻」)までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。かかる締切時刻以降に受領された受益証券の購入申込は翌取引日に受領されたものとみなされる。

当該クラスの表示通貨による支払いは、当該取引日から起算して6ファンド営業日以内(豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日でかつメルボルンにおける銀行営業日)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、取引日において受益者の選択により買戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買戻すよう管理会社に請求する買戻通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位(または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位)とする。買戻通知は、申込みを行う取引日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領された取引日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、(米ドルクラスについては)米ドル建て、(豪ドルクラスについては)豪ドル建ての電信送金により、取引日から起算して6ファンド営業日以内(豪ドルクラスについては、6ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合、その直後のファンド営業日でかつメルボルンにおける銀行営業日)もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社/投資顧問会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および/または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻請求の金額を制限、または当該買戻請求の受領を停止することができる。

注14 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2024年9月30日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益 (米ドルで表示)
豪ドル	7,355,455	米ドル	4,973,854	2024年10月25日	125,993
豪ドル	2,607,365	米ドル	1,763,134	2024年10月25日	44,662
豪ドル	9,088	米ドル	6,260	2024年10月25日	40
					<u>170,695</u>

[次へ](#)

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Net Assets
as at September 30, 2024
(expressed in US Dollars)

Notes

ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 24,909,189)	2	24,669,278
Cash at bank		2,934,235
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	14	170,695
Receivable for subscriptions		34,354
Accrued income		130,279
Interest on cash and cash equivalents		845
Other assets		1,466
		<hr/>
Total Assets		27,941,152
		<hr/>
LIABILITIES		
Payable to brokers		1,470,799
Accrued expenses	10	99,437
		<hr/>
Total Liabilities		1,570,236
		<hr/>
NET ASSETS		26,370,916
		<hr/> <hr/>

Represented by Units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
USD-Q Class Units (in USD)	9.32	529,058	4,931,601
USD-A Class Units (in USD)	12.33	1,153,645	14,219,510
AUD-Q Class Units (in AUD)	8.86	307,686	2,724,763
AUD-A Class Units (in AUD)	11.38	675,945	7,692,672

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Statement of Operations
for the year ended September 30, 2024
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME		
Interest on bank accounts		125,392
Interest on bonds (net of withholding tax)		426,063
Dividends received (net of withholding tax)		82,611
		<hr/>
Total Income		634,066
		<hr/>
EXPENSES		
Investment Adviser fees	5	147,497
Distributor fees	8	117,884
Agent Company fees	9	29,474
Administrative Services fees	7	26,798
Custodian fees	6	8,308
Correspondent bank fees		1,669
Bank charges		1,585
Trustee and Management Company fees	3, 4	5,357
Legal fees		8,437
Overseas registration fees		37,256
Out-of-pocket expenses		2,675
Professional fees		22,725
Other expenses		5,459
		<hr/>
Total Expenses		415,124
		<hr/>
NET INVESTMENT INCOME		218,942
		<hr/>
Net realised loss on investments		(800,608)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		259,177
		<hr/>
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(541,431)
		<hr/>
Change in net unrealised result on investments		3,799,325
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		143,607
		<hr/>
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		3,942,932
		<hr/>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		3,620,443
		<hr/> <hr/>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Note 1 - Organisation

Master Trust

Nomura Fund Select (the "Master Trust") was established by a Master Trust Deed dated June 8, 2012 entered into by Master Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Trust Company (the "Management Company"). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company.

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act (Revised) of the Cayman Islands.

Series Trust

Nomura Fund Select - World Balance Investment (the "Series Trust") was established by a Supplemental Trust Deed dated September 11, 2015 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust may be terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Trust Deed. The Series Trust may also terminate either:

(i) on September 30, 2030 or such later date, (not being later than 149 years after the date of the Master Trust Deed) as the Management Company after consultation with the Trustee and the Investment Adviser may, from time to time determine; or

(ii) at the discretion of the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, if the Net Asset Value falls below USD 30,000,000 or for any other reason considered appropriate by the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser.

A Class may be terminated through the compulsory repurchase of all Units of such Class at the discretion of the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below USD 10,000,000 (for the USD Class Units) or AUD 10,000,000 (for the AUD Class Units).

The investment objective of the Series Trust is to seek mid to long term capital appreciation. The Series Trust seeks to achieve its investment objective principally by investing in a diversified portfolio of assets in developed countries, consisting primarily of equities, bonds, whose both exposures may be gained through exchange traded funds, to be divided into an "equity portfolio" and a "bond portfolio", and also short-term investment securities.

Note 1 - Organisation (continued)

Series Trust (continued)

The Investment Adviser will, in its sole discretion, determine the proportion of the Net Asset Value to be invested in the equity portfolio and the bond portfolio based on various factors including, but not limited to, the yield and risk levels of the equity and the bond markets at the relevant point in time. It is anticipated that the investment into the equity portfolio will fall within a range of up to approximately half of the Net Asset Value. Also, in circumstances where each of equity and bond markets are on a downward phase, it is expected that the Series Trust's exposure to markets of equities and/or bonds on a downward phase will be reduced, with reallocation to short term investment securities and/or cash.

For the AUD Class Units, currency transactions will be entered into in order to reduce the risk of currency fluctuation between AUD (the currency of denomination of the AUD Class Units) and USD (the currency of denomination of the Series Trust).

Currency forward contracts will be entered into for the account of the AUD Class Units, by buying AUD forward against USD, under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss related only to the AUD Classes) attributable to the AUD Class Units.

The AUD Class Units may realise gains or suffer losses from the currency transactions due to differences in interest rates between AUD and USD. Generally, the gains or losses from forward currency contracts are dependent on the variation of interest rates between the two currencies concerned for the period of such forward currency contracts. If the interest rate in AUD is higher than the interest rate in USD, then the difference between these interest rates is expected to be income for the account of the AUD Class Units. Conversely, if the interest rate in AUD is lower than the interest rate in USD, the difference between these interest rates will be costs for the account of the AUD Class Units.

No such currency transactions will be performed for the account of holders of the USD Class Units.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES (continued)

(b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service;

(d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Adviser;

(e) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and change in unrealised gain or loss from investments.

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2024 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES (continued)

Currency rates as at September 30, 2024:

1 USD = 1.44290 AUD

1 USD = 1.35155 CAD

1 USD = 0.89505 EUR

1 USD = 0.74630 GBP

1 USD = 142.36598 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.55% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Adviser out of the assets of the Series Trust.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2024 (continued)

Note 6 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.03% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears plus any transaction fees and expenses on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.10% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Distributor fees

For its services, each Distributor is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.44% per annum of the Net Asset Value attributable to the Units sold by the relevant Distributor, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.11% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis.

Note 10 - Accrued expenses

	USD
Investment Adviser fees	34,239
Distributor fees	27,365
Administrative Services fees	6,220
Custodian fees	1,868
Agent Company fees	6,842
Trustee and Management Company fees	1,243
Out-of-pocket expenses	621
Professional fees	21,039
	<hr/>
Accrued expenses	99,437
	<hr/> <hr/>

Note 11 - Distributions

In principle, the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may make such distributions to Unitholders of the relevant Class as it may determine out of the investment income of the Series Trust attributable to such Class and available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Series Trust attributable to such Class. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Series Trust attributable to the relevant Class.

For the USD-Q Class Units and the AUD-Q Class Units, the Management Company intends to make a quarterly distribution to Unitholders as of the twelfth calendar day of March, June, September and December (the "Quarterly Record Date") and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Trustee and the Investment Adviser, from time to time determine.

For the USD-A Class Units and the AUD-A Class Units, the Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the twelfth calendar day of September of each year (the "Annual Record Date") and/or such other day or days as the Management Company may, in consultation with the Trustee and the Investment Adviser, from time to time determine.

If any of the Record Dates do not fall on a Business Day, then the relevant distributions will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day and/or such other day or days as the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may from time to time determine.

No representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each Record Date.

For the year ended September 30, 2024, the Series Trust distributed a total amount of USD 16,031.

Note 12 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases

Purchase of Units

Units are offered on a continuous basis to Eligible Investors on each Dealing Day. The issue price of each Unit will be the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day. The minimum investment per investor is 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other number of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine, provided that Units will only be issued in whole numbers. Applications may be made by reference to a number of Units of the relevant Class. There is a sales charge of up to 2.50 % of the Net Asset Value per Unit of the applicable Class (exclusive of Japanese consumption tax or other taxes, if any), which shall be payable to the Distributor.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time (the "Dealing Deadline"). Any application for Units which is received after the Dealing Deadline if accepted is deemed to be accepted in respect of the following Dealing Day.

Payment in the currency of denomination of the relevant Class must be received within six (6) Business Days from and including the relevant Dealing Day, provided that in respect of the AUD Class Units, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business, or such other period as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

The Management Company reserves the right to decline any order to purchase Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application and payment, as described above, is not timely received.

Repurchase of Units

Units are repurchaseable at the option of Unitholders on any Dealing Day. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units of the relevant Class as specified in the Repurchase Notice. The minimum repurchase amount per Unitholder that may be submitted for repurchase on any Dealing Day is 1 Unit and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine. The Repurchase Notice must be received by the Administrator by no later than 12:00 noon (Luxembourg time) on the relevant Dealing Day, or such other day and/or time as the Management Company may determine from time to time.

The repurchase price per Unit shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Dealing Day. There will be no repurchase fee.

Nomura Fund Select - World Balance Investment

Notes to the Financial Statements as at September 30, 2024 (continued)

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units (continued)

Remittances in respect of repurchases shall be made by wire transfer in USD (for the USD Class Units) and AUD (for the AUD Class Units) within six (6) Business Days from and including the relevant Dealing Day, provided that in respect of the AUD Class Units, if the sixth Business Day is not a day on which banks in Melbourne are open for business the immediately following Business Day on which banks in Melbourne are open for business, and/or such other date or dates as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may from time to time determine.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee and/or Investment Adviser, to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee and/or Investment Adviser, as a defensive measure for smooth fund management against any large repurchase request, to limit the amount of repurchase requests or stop accepting such repurchase requests having regard to the Net Asset Value, market liquidity and/or such other conditions deemed relevant.

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at September 30, 2024, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the AUD Class Units against USD as indicated in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain in USD
AUD	7,355,455	USD	4,973,854	October 25, 2024	125,993
AUD	2,607,365	USD	1,763,134	October 25, 2024	44,662
AUD	9,088	USD	6,260	October 25, 2024	40
					170,695

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年1月末日現在)

資産総額	24,038,472米ドル	3,693,752千円
負債総額	73,444米ドル	11,285千円
純資産総額(-)	23,965,028米ドル	3,682,466千円
発行済口数	米ドル建て年4回分配型	473,742口
	米ドル建て年1回分配型	1,033,818口
	豪ドル建て年4回分配型	248,840口
	豪ドル建て年1回分配型	538,888口
1口当たり純資産価格	米ドル建て年4回分配型	9.75米ドル(1,498円)
	米ドル建て年1回分配型	12.88米ドル(1,979円)
	豪ドル建て年4回分配型	9.16豪ドル(989円)
	豪ドル建て年1回分配型	11.76豪ドル(1,270円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスベリッシュ通り 33番 A 棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、

(a) 信託証書の規定に基づき要求された場合、

(b) (受益者総会の場合) トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

(c) (シリーズ・トラストの受益者総会の場合) 当該シリーズ・トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

(d) (受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合) 当該クラスまたはシリーズの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(ニ) 受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます(なお、当該同意は、一般的に与えることは予定されておりません。)

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。ファンドのファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2026年1月末日現在）

管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約9,168万円）です。
最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 管理会社の機構（2026年1月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。

管理会社は、通常決議により、いかなる者をも取締役任命することができ、また、同様の方法により取締役を解任し、同様の方法により代わりの取締役を任命することができます。

管理会社の業務は、取締役会により運営されるものとします（不在、病気その他の理由により取締役会議に出席できない見込みの取締役は、本人に代わる取締役代理を任命することができます。）。取締役会は、1名以上10名以下の者（取締役代理を除きます。）で構成されるものとします。

取締役会は、取締役が適切と考える方法で、管理会社の業務運営を随時規定することができます。

取締役会は、随時、取締役会が適切と考える任期および報酬（給与もしくは手数料または利益配分によるかこれらの組み合わせによるかを問いません。）で、取締役全体（取締役代理を除きます。）の中から1名以上を代表取締役に任命することができます。

取締役会は、適切と考える場合にはいつでも管理会社の株主総会を招集することができ、かつ、招集請求書の提出日において管理会社の株主総会における議決権を有し、当該提出日時点の管理会社の払込済み資本の10分の1以上を保有する管理会社の株主による招集請求がなされた場合に、管理会社の株主総会を招集するものとします。

年次株主総会は、取締役会が指定する日時および場所において開催されるものとし、取締役会が日時および場所を定めない場合、毎年12月の第2水曜日の午前10時から登記上事務所において開催されるものとします。

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセットマネジメントに委託されています。

2【事業内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメントにファンドの投資運用業務を委託しています。

管理会社は、2025年12月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約7,544億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	12	4,544,785,783.90 米ドル
		3	33,169,714,405 円
		8	92,709,677.48 豪ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.36円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d．管理会社の監査人は、2025年3月31日に終了した事業年度より、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドからケーピーエムジー エルエルピー（ケイマン諸島事務所）に変更されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注記	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	110,016	600,000	110,016
長期保有目的投資有価証券	5	14,433	2,646	13,951	2,558
		<u>614,433</u>	<u>112,662</u>	<u>613,951</u>	<u>112,574</u>
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内に期限到来	7	2,162,488	396,514	1,792,921	328,750
銀行預金および手許現金	9	9,013,173	1,652,655	4,135,394	758,266
		<u>11,175,661</u>	<u>2,049,169</u>	<u>5,928,315</u>	<u>1,087,016</u>
前払金		<u>190,724</u>	<u>34,971</u>	<u>108,830</u>	<u>19,955</u>
資産合計		<u><u>11,980,818</u></u>	<u><u>2,196,803</u></u>	<u><u>6,651,096</u></u>	<u><u>1,219,545</u></u>
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込済資本	3	500,000	91,680	500,000	91,680
繰越損益	4	4,194,473	769,099	3,873,425	710,231
当期損益		<u>441,935</u>	<u>81,033</u>	<u>321,048</u>	<u>58,867</u>
		<u>5,136,408</u>	<u>941,812</u>	<u>4,694,473</u>	<u>860,779</u>
債務					
買掛金					
a) 1年以内に期限到来	7	64,550	11,836	161,473	29,608
関連会社に対する債務					
a) 1年以内に期限到来	7, 9	<u>6,779,860</u>	<u>1,243,155</u>	<u>1,795,150</u>	<u>329,159</u>
		<u>6,844,410</u>	<u>1,254,991</u>	<u>1,956,623</u>	<u>358,766</u>
資本、準備金および負債合計		<u><u>11,980,818</u></u>	<u><u>2,196,803</u></u>	<u><u>6,651,096</u></u>	<u><u>1,219,545</u></u>

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注記	2025年3月31日終了年度		2024年3月31日終了年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1から5. 総損益	10	443,782	81,372	370,054	67,853
10. 固定資産の一部を構成する その他の投資および貸付からの収益					
b) a) に含まれないその他の収益		369	68	301	55
13. 金融資産および流動資産として保有 される投資有価証券に係る価格調整	5	175	32	314	58
14. 未払利息および類似の費用					
b) その他の利息および類似の費用	11	(2,391)	(438)	(49,621)	(9,099)
16. 税引後損益		441,935	81,033	321,048	58,867
18. 当期損益		441,935	81,033	321,048	58,867

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
財務諸表注記
2025年3月31日現在
(単位：ユーロ)

1. 財務諸表注記

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下、「当社」という。)は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー(以下、「親会社」という。)の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および管理サービスを提供し、それによって受託および管理報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基準

当社の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終了する。当財務諸表の作成にあたっては、継続企業基準が適用されている。

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての取引は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、過去の為替レートで換算された評価額と、貸借対照表日現在の為替レートで算定された評価額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

長期保有目的投資有価証券は、購入価格（付随する費用を含む）で評価される。取締役会の判断により、評価額の持続的な減価が認められる場合、金融資産に関して価格調整が行われ、貸借対照表日現在の当該資産に帰属する、より低い金額で評価される。これらの価格調整は、価格調整が行われる理由がなくなった場合、継続されない。

債権

売掛金は名目価値で計上される。回収が困難な場合、価格調整が適用される。これらの価格調整は、価格調整が行われる理由がなくなった場合、継続されない。

前払金

前払費用は、事前に支払われた費用で、当社の将来の利益を反映するためのものである。

買掛金

この負債項目は、次期会計年度中に支払われる費用であるが、当会計年度に関連する費用が含まれる。

3. 払込済資本

発行済みで全額払込済みの株主資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越損益

	(ユーロ)
2023年3月31日現在残高	3,530,003
前期損益	343,422
2024年3月31日現在残高	3,873,425
前期損益	321,048
2025年3月31日現在残高	4,194,473

5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価(ユーロ)	2025年3月31日現在の監査済純資産(ユーロ)
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	3,472,154

長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2025年 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
取得原価		
期首現在	14,870	14,106
期中の取得	515	921
期中の売却	(208)	(157)
期末現在	15,177	14,870
価格調整		
期首現在	(919)	(1,233)
当期価格調整	175	314
期末現在	(744)	(919)
為替の影響		
期首現在	-	-
当期価格調整	-	-
期末現在	-	-
期末の正味価値	14,433	13,951
期末の市場価値	16,005	15,347

損益計算書において、適切な分類に一致させるため、比較額43ユーロが、金融資産および流動資産として保有される投資有価証券に係る価格調整から、固定資産の一部を構成するその他の投資および貸付からの収益に再分類されている。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはそのような税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 債権および債務

債権

2025年3月31日現在、売掛金残高は、投資信託委託手数料および管理運用業務報酬からの未収金で構成されている。

債務

2025年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用64,550ユーロ（2024年3月31日：161,473ユーロ）、2015年と2016年に当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に代わる2024年3月に効力を生じた契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬467,860ユーロ（2024年3月31日：142,150ユーロ）で、また、2014年3月31日付で当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬6,312,000ユーロ（2024年3月31日：1,653,000ユーロ）で構成される。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.により提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

8. 平均従業員数

当社は、2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(ルクセンブルグにおいて設立)の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2025年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息の支払はなかった(2024年3月31日に終了した年度:なし)。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される(上述の注記7を参照のこと。)

10. 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、以下のとおり分析される。

	2025年3月31日 (ユーロ)	2024年3月31日 (ユーロ)
信託報酬および管理報酬	8,064,656	7,357,376
その他の外部費用	(7,620,874)	(6,987,322)
	<u>443,782</u>	<u>370,054</u>

2025年3月31日に終了した年度において、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬6,312,000ユーロ(2024年3月31日に終了した年度:6,210,000ユーロ)およびその他の報酬の総額1,308,874ユーロ(2024年3月31日に終了した年度:777,322ユーロ)で構成されている。

11. その他の利息および類似費用

2025年3月31日に終了した年度において、当社はスポットの為替取引に係る純損失2,391ユーロ(2024年3月31日に終了した年度:純損失49,621ユーロ)を計上した。

12. 運用資産

当社が受益者として保有するものではないが、投資運用責任を有する資産については、貸借対照表には含まれていない。2025年3月31日現在、当社が受託会社として管理する当該資産残高は約41,750百万ユーロ(2024年3月31日:39,579百万ユーロ)で、当社が管理会社として管理する資産残高は3.2百万ユーロ(2024年3月31日:2.2百万ユーロ)である。

13. 後発事象

2025年3月31日より後に、2025年3月31日現在の財務諸表に調整または追加の開示を必要とする事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2025	March 31, 2024
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	14,433	13,951
		<u>614,433</u>	<u>613,951</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	7	2,162,488	1,792,921
Cash at bank and in hand	9	9,013,173	4,135,394
		<u>11,175,661</u>	<u>5,928,315</u>
PREPAYMENTS		190,724	108,830
TOTAL (ASSETS)		<u>11,980,818</u>	<u>6,651,096</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Results brought forward	4	4,194,473	3,873,425
Results for the financial year		441,935	321,048
		<u>5,136,408</u>	<u>4,694,473</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	64,550	161,473
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	6,779,860	1,795,150
		<u>6,844,410</u>	<u>1,956,623</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>11,980,818</u>	<u>6,651,096</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss account
For the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2025	March 31, 2024
1. to 5. Gross results	10	443,782	370,054
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income not included under a)		369	301
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	175	314
14. Interest payable and similar expenses			
b) other interest and similar expenses	11	(2,391)	(49,621)
16. Results after taxation		441,935	321,048
18. Results for the financial year		<u>441,935</u>	<u>321,048</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)****Note 1 – Notes to the Annual Accounts**

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Act of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-13-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policiesBasis of preparation

The Company's accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year. The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)****Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Investments held as fixed assets are valued at purchase price including the expenses incidentalthereto. In the case of durable depreciation in value according to the opinion of the Board, value adjustments are made in respect of financial assets, so that they are valued at the lower figure to be attributed to them at the balance sheet date. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid in advance to reflect future benefits of the Company.

Trade creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)**Note 3 – Subscribed capital**

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Results brought forward

	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2023	3,530,003
Previous year's results	<u>343,422</u>
Balance as at March 31, 2024	<u>3,873,425</u>
Previous year's results	<u>321,048</u>
Balance as at March 31, 2025	<u>4,194,473</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2025 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	3,472,154

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2025 EUR	2024 EUR
Acquisition cost		
at the beginning of the year	14,870	14,106
acquisitions during the year	515	921
disposals during the year	(208)	(157)
at the end of the year	15,177	14,870
Value adjustments		
at the beginning of the year	(919)	(1,233)
value adjustments for the year	175	314
at the end of the year	(744)	(919)
Foreign exchange impact		
at the beginning of the year	---	---
value adjustments for the year	---	---
at the end of the year	---	---
Net value at the end of the year	14,433	13,951
Market value at the end of the year	16,005	15,347

In profit and loss account, a comparative amount of 43 EUR has been reclassified from Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets to income from other investments and loans forming part of fixed assets in order to align with appropriate classifications.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Debtors and CreditorsDebtors:

As at March 31, 2025, the trade debtor balance consists of commissions and fees receivable from investment funds for trust and management services.

Creditors:

As at March 31, 2025, the creditors consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 64,550 (March 31, 2024: EUR 161,473), fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 142,150) following an agreement signed between the two entities effective March 2024 and replacing two agreements originally signed in 2015 and 2016, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,312,000 (March 31, 2024: EUR 1,653,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

Note 8 – Average Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2025 and March 31, 2024.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2025, the Company paid no debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (March 31, 2024: nil). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
As at March 31, 2025
(expressed in Euro)

Note 10 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31,</i> <i>2025</i> <i>EUR</i>	<i>March 31, 2024</i> <i>EUR</i>
Trust and Management fees	8,064,656	7,357,376
Other external charges	<u>(7,620,874)</u>	<u>(6,987,322)</u>
	<u>443,782</u>	<u>370,054</u>

For the year ended March 31, 2025, the Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,312,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2024: EUR 6,210,000) and other fees for a total amount of EUR 1,308,874 (March 31, 2024: EUR 777,322).

Note 11 – Other interest and similar expenses

For the year ended March 31, 2025, the Company incurred a net loss on spot foreign exchange transactions for an amount of EUR 2,391 (March 31, 2024: net loss for EUR 49,621).

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets for which the Company is acting as trustee amount to approximately EUR 41,750 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 39,579 million), and assets for which the Company is acting as management company amount to approximately EUR 3.2 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 2.2 million).

Note 13 – Subsequent events

No events have occurred subsequent to March 31, 2025 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as of March 31, 2025.

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)

資本金の額

2026年1月末日現在、32,000ユーロ(約587万円)です。

事業の内容

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の規定に基づき事業を行う認可を得ています。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2026年1月末日現在、資本金の額は、2,800万ユーロ(約51億3,408万円)です。

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2026年1月末日現在、171億8,035万円です。

事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である投資顧問会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

(4) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

資本金の額

2026年1月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(5) FFG証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

2026年1月末日現在、3,000百万円です。

事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)

ファンドに関する受託業務を行います。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

(4) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

日本におけるファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取次業務および代行協会員業務を行います。

(5) FFG証券株式会社(「販売会社」)

日本におけるファンドの受益証券の買戻しの取次業務を行います。

(注) FFG証券株式会社については、現在、申込みの取扱いは行われておらず、買戻しの取次業務のみを行います。

3【資本関係】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、マスター・トラスト・カンパニー、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.、野村アセットマネジメント株式会社および野村証券株式会社の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
- (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者
- (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自身がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- (a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならないが、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファ

ンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべ

てと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社-存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。

- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の出引額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際により直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。
- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関してCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M A に対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、勧告をC I M A に対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M A の意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M A は、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M A は、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M A が第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M A が第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M A の規制および監督

- 8.1 C I M A は、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M A が特定する合理的期間内にC I M A に対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M A にある場合は、C I M A は、その者に対して、C I M A がミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M A に対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M A に提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M A が以下に該当すると判断する場合には、C I M A は、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOT Aに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOT Aに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に關係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに關連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けず得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売さ

れ、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
 - (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間中、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年3月31日	有価証券報告書(第9期)
2025年3月31日	有価証券届出書
2025年6月30日	半期報告書(第10期中)
2025年6月30日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメントの受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニー御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ファンド・セレクトのサブ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント（以下「ファンド」という。）の2024年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年9月30日現在の純資産計算書
- ・2024年9月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針情報およびその他の説明情報からなる財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われないかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニーのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年1月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Master Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Fund Select - World Balance Investment

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Fund Select - World Balance Investment (a sub-trust of Nomura Fund Select) (the Series Trust) as at September 30, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at September 30, 2024;
- the statement of investments as at September 30, 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising significant accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Master Trust Company solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

January 22, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメントの受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニー御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ファンド・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・バランス・インベストメント（以下「ファンド」という。）の2025年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2025年9月30日現在の純資産計算書
- ・2025年9月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われないかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニーのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2026年1月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Master Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Fund Select - World Balance Investment

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Fund Select - World Balance Investment (a series trust of Nomura Fund Select) (the Series Trust) as at September 30, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at September 30, 2025;
- the statement of investments as at September 30, 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Master Trust Company solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

January 22, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

取締役会に対する独立監査人の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務諸表に対する注記で構成される財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会が制定する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「IESBA規程」という。）ならびにケイマン諸島における財務諸表の監査に関連する倫理要件に従って貴社から独立した立場にあり、また当該要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

2024年3月31日現在および同日に終了した年度の貴社の財務諸表は、別の監査人により監査され、当該財務諸表について2024年6月27日付で無限定適正意見が表明された。

財務諸表に対する経営陣およびガバナンス責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

ガバナンス責任者は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、ISAに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンス責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー エルエルピー

2025年6月30日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Board of Directors

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Trust Company (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying annual accounts present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2025, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Annual accounts" section of our report. We are independent of the Company in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year then ended March 31, 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on June 27, 2024.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Annual accounts

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Annual accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are

required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

June 30, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。